

【資料】

北廻り方

捕者書留 第二冊・別冊

山本啓助

林 紀 昭

本稿で史料紹介を行うのは、筆者所蔵の「北廻り方捕者書留」と題銘のある八冊の内の二冊である。

先ず入手の経緯に触れておく。かつて原胤昭旧蔵書物が大量に売り立てられた（東京古典会『古典籍展観大入札会目録』二〇〇五年）。高塩博氏「原胤昭旧蔵の『公裁私記』について」千代田区教育委員会『原胤昭旧蔵資料調査報告書』（3）（二〇一〇年）がその折りに出品された内容を紹介しており、右記「調査報告書」の（1）（二〇〇八年）に掲載された詳細な「原胤昭旧蔵資料目録」を拝見すると、大半を千代田区が購入されたと認められる。その中で同カタログ中の「御定書百ヶ条他 二十七冊」のみを筆者は購入しえた次第である。

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

そのリストは『原胤昭旧蔵資料調査報告書』（4）（二〇一一年）に紹介したので参照をお願いするが、①御定書百ヶ条（延享三年本と考えられる）一冊、②御定書二添う例書（七十九条からなる。なお同書については拙稿「御定書二添候例書」成書試論『法と政治』五一巻一号を参照の事）二冊、③与力同心務方書上帳二冊（『原胤昭旧蔵資料調査報告書』（1）に同一内容が紹介済みである。与力同心の職務の紹介に適書である）、④令典書抜十二冊（令典永鑑の抜粋である）、⑤赦帳調方之帳一冊（大救律写修正第一次草案かと目下推察している）、⑥瀬田問答一冊と、ここで一部紹介する⑦「北廻り方山本啓助」捕者書留七冊・別冊一冊計八冊である。この捕者書留の内、一・三・七の計六冊は、既に『原胤昭旧蔵資料調査報告書』（3）に「廻り方手控」と題銘が付されているとして紹介済みである。この「廻り方手控」は山本啓助自筆の横帳本であり、二が欠けたのは山本家に返還された為であると指摘する。この折りに別冊がどのような状況に置かれていたかについては不明である。これに対して筆者所蔵の「捕者書留」は縦本で筆写されており、完存するという相違がある。

右記報告書（3）の解題に基づき同書の特徴に触れておくと、何れも山本啓助が北町奉行所臨時廻り同心として各

地に出役した際の公私の記録である。先ず出役が命じられると、出役先迄の各宿の手配、到着の日時を連絡する為に「飛脚」を差遣したり、「御用先触」を発する、召捕人物が本人かどうかを確認するための「見知人」の同行の手配、同様に途中の役人や出役先等への「土産」の手配、更に出発すると、各地で待ち受けている関東取締出役の手先等から情報収集を行なう等して、現地に到着すると各役人と交渉、受取事務を経て囚人を引き取り、帰ると事細かな出費の会計計算を行う等の公務を記す公務日記である一方、他の町奉行所役人から依頼された預かり物を往途で知己に手渡したり、出役・帰途の折りの神社等の参詣や感興を覚えたる風物等について同行同僚と和歌の詠み合い、更には土産物の調達やそれを直接私宅へ届く手配等の様子を、私的な日記として書き残してくれている。そこに同心が職務に尽くしているといった形式的な記録に留まらず、人間味を帯びた生の行動が窺われる点、同書の残存意義は非常に高いと認められる。

「廻り方手控」で欠ける第二冊「京都おゐて召捕候大橋五左衛門書留」は、北町奉行所で出入中に出奔した人物を京都で召し捕らえた旨、併せて本人が不快の状況である旨の連絡があり、山本啓助他一名が木曾路を辿って派遣され

たが、病状が重く移送が出来ず、その間を利用して京都町中だけに留まらず、大坂・堺・奈良・宇治へと観光に出掛け、戻ってきた直後に召捕者が死亡したので検死手続に組み、東海道を通って帰途につく一件記録である。

また別冊は、一部腐食がある為に推定判読箇所を傍線で掲示したが、「豆州下田湊へ碇泊亜墨利加船へ乗込候吉田寅次郎外一人請取方出役書留」と題する、外国へ行き見聞を得たいと望んで、ペリーが来訪した機会に下田で米艦に乗り組んだものの、拒まれ、下田の獄に収容された吉田松陰等を受け取る為に差遣され、下田に到着、兩名を引取、北町奉行所迄護送した所謂「下田踏海失敗事件」に関係する公私の記録である。これまで同事件については、松陰の「回顧録」や「三月廿七夜記」に基づき記載されてきたが、同書にも其の名が見いだされる山本啓助自身が出発から帰着迄の記録を残していた事は全く知られておらず、その面でも貴重な記録である。今後の吉田松陰研究で利用される事を願う次第である。

なおこの別冊のみ他七冊と異なり、同体裁ながら「原氏蔵書」の朱方印が捺され、原胤昭自身の前書もある。胤昭にとつて愛着の深かった冊子であった事は間違いない。従つて同心の出役活動の実態を窺う事が主眼であるが、これ

迄知られていなかった吉田松陰の「下田蹈海失敗事件」の動向を紹介する意もあり、未紹介の両書を若干解説も付して紹介する次第である。先ず第二冊を紹介する。

北廻り方 捕者書留 二 山本啓助	
---------------------------	--

内表紙

〔書〕第一二冊

嘉永五子年
 従九月至十月

京都おゐて召捕候

大橋五左衛門書留

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

嘉永五子年二月十一日神田孫一郎御用窺罷出候処、芝口二町目兼八店庄兵衛より御使番松平次郎兵衛家来大橋五左衛門相掛候呉服物取戻出入、去亥十二月出訴いたし、当二月三日公事合之処、五左衛門義、正月十二日出奔いたし、一鉢之始末、相對之貸借ニも無之、主人入用之趣品能申偽、品物引込候ものニ付、前書五左衛門義捕押候様、目安方鈴木弥市を以被仰渡候ニ付、孫一郎・三井伴次郎立合、追々取調搜索中、相州大山辺并京都辺立廻候風〔聞脱カ〕相聞候付、伺之上、京地頭役ともへ書状を以探索方申遣候処、弥立廻候趣、彼地より申越候処、孫一郎儀、持田勝之助立合、越後国へ捕方出役中ニ付、伴次郎・自分立合、在出之義相伺候処、即刻伺之通被仰渡候間、九月十五日当地出立、中山道筋、同月廿八日京地へ着いたし候処、五左衛門同所にて病死いたし候付、右取斗振手続、且往返先触并諸文通、其外御注進状申上等ハ、順を以委細左ニ記之

但 木曾道中

日数十四日

京都逗留

同 十四日

歸府東海道

同 十五日

惣日数合

四十三日

二四九

子三月七日

鈴木弥市を以上ル、早々差遣候様被仰渡候

在方へ飛脚之もの差遣候儀奉伺候書付

臨時廻

御使番

松平次郎兵衛家来

大橋五左衛門

右之もの御吟味中出奔いたし候ニ付、召捕候様被仰渡候間、行衛種々探索いたし候処、相州大山石高名前不知御師方ニ五左衛門妻罷在候由相聞候間、便參可申哉ニ相聞候付、飛脚之もの差遣、相探候様可仕候哉、此段奉伺候、以上

三月七日

臨時廻

子三月廿九日弥市を以、伺之通早々文通致候様被仰渡候以、即刻年番へも申聞置様被仰渡候間、谷村弥左衛門へ

申聞置候事

松平次郎兵衛家来

大橋五左衛門行衛之儀ニ付奉伺候書付

御使番

松平次郎兵衛家来にて

出奔いたし候

大橋五左衛門

右之もの召捕候様被仰渡候間、行衛取調候処、相州大山石高〔名前不知脱カ〕御師方ニ右五左衛門妻罷在候ニ付、五左衛門便參候哉之旨申上候処、飛脚之もの差遣相探候様被仰渡候間、即刻差立為相探候処、立廻不申趣、立帰申聞候、一鉢五左衛門義ハ丹波出生之ものにて、京都智恩院江暫く侍奉公いたし居候由、江戸内ニハ身寄之もの無之、差当可相尋手掛無御座、京都へ罷越候風聞も御座候間、私共より京都頭役共へ書通を以、探索方之儀申遣候様可仕哉、此段奉伺候、以上

三月廿九日

臨時廻

京都町御奉行御組

御廻り方

太田五郎大夫様

芝 嘉左衛門様

今井 小平太様

御用大急

江戸町奉行

井戸対馬守組

大八木四郎三郎

神田 孫一郎

三井 伴次郎

何分厚御含相願申候、右得貴意度、早々如斯御座候、以上

井戸対馬守組

成 尾直右衛門

山本 啓助

三井 伴次郎

持田 勝之助

神田 孫一郎

大八木四郎三郎

太田五郎大夫様

芝 嘉左衛門様

今井 小平太様

尚々折角時候御厭成候様奉勘候、当地相応之御用も御座候ハ、無遠慮被仰聞可被下候、御同役様より之御文通 忝通差出申候

一成尾直右衛門義、同役被申付候間、以来御懇意可被下候、以上

以飛札得御意候、漸暖和相成候得とも、各様弥御安静被成御勤務、珍重御儀奉存候、然著御使番松平次郎兵衛家来、用役相勤候大橋五郎〔マ〕左衛門義、不届之所業有之、対馬守方吟味中、当正月十二日出奔いたし候ニ付、召捕方之儀被申渡候ニ付、行衛種々取調罷在候得とも、江戸表ニハ身寄之もの無之、一鉢五左衛門義ハ丹波出生之ものにて、御地知恩院ニ暫く徒奉行〔公カ〕いたし居候由相聞、生国最寄之義ニ付、自然知恩院江も罷越可申哉ニ相聞候ニ付、右之趣対馬守へ申聞候処、各様へ相願、是非召捕候様被申渡候間、御用繁之御中、何とも恐縮いたし候得共、御手配被成下、御用弁之上ハ、每度自由ケ間敷候得とも、早便御用状を以被仰下候様仕度、左候得者私共之内出役仕、前格之通追込之姿にて御受取申度、

人相書

御使番

松平次郎兵衛家来

用役

大橋五左衛門

当正月十二日出奔

一歳五十二、三

一中丈 中肉

一面 長

一鼻筋通り

一色黒々、眼細々

一齒少々黒く、左り横二本抜有之

一髪之毛常躰

一言葉静成方

右之通御座候、以上

三月晦日

江戸

井戸对馬守様御組

大八木四郎三郎様

成尾 直右衛門様

御用書

京都

浅野中務少輔組

太田五郎大夫

山内 倉三郎

以切紙啓上仕候、冷氣之節御座候得とも、各様弥御安泰

被成御勤役、珍重奉賀候、然者御使番松平次郎兵衛殿家

来、用役相勤居候大橋五左衛門義、不屈之仕業有之、御

吟味中出奔、行衛相分候付、召捕手当之儀、当三月被仰

聞候付、則探索之趣及貴答、種々手配罷在候処、此節丹

州表徘徊罷在候趣相聞候付、手当之上召捕申候付、早々

此段得貴意候、尤兼々被仰越候通、各様之内御出役、追

込之姿にて前格之通御引渡之積、中務少輔へ申聞置申候

間、御都合次第御上京御座候様奉存候、右之段早々得貴

意度、如斯御座候、以上

浅野中務少輔組

九月朔日

山内 倉三郎印

今井 小平太印

太田五郎大夫印

大八木四郎三郎様

外五人略し候

猶以五左衛門義、熱氣之症にて、此節相煩罷在ニ付、

種々腹〔服カ〕薬為致置申候、為承知、此段得貴意候、

以上

京都町御奉行

江戸

浅野中務少輔御組

井戸对馬守組

太田五郎太夫様

大八木四郎三郎

芝 嘉左衛門様

神田 孫一郎

今井 小平太様

三井 伴次郎

御用向

五月廿二日

外五人略之

太田五郎太夫様

外二人略之

尚々折角時候御厭ひ被成候様被存候、江戸表探〔カ〕

多之御用も御座候ハ、無遠慮被仰聞可被下候、乍末

山内倉三郎様・小寺仲藏様にも宜御伝言相願申候、以

上

子九月十日、目安方鈴木弥市を以、伴次郎・啓助相伺候

処、即刻伺之通早々出役可致旨被仰渡候

在方出役之儀ニ付奉伺候書付

臨時廻

行〔公カ〕いたし候岩吉と申もの格別懇意いたし、當時御地伏見黒門上り町ニ髪結いたし罷在、右等之処、夫々御取調被下候処、差向立廻不申候由、委細御書面之趣具ニ承知仕、段々御配慮被成、生国・土地等発記〔起カ〕与相分、御用繁候中、御手数御儀奉謝候、尚御手配被成

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

二五三

御使番

松平次郎兵衛家来

大橋五郎〔マ〕衛門

右之もの、御吟味中出奔いたし候ニ付、召捕候様被仰渡候間、行衛種々取調候処、京都ニ知人有之、罷越候趣ニ付、其段当三月廿九日申上、浅野中務少輔殿組之ものへ私共より及掛合置候処、大橋五左衛門儀、此節京都辺へ多分無相違立廻り居候趣、中務少輔殿組之ものより御用状を以申越候間、出役仕召捕候様可仕哉、此段奉伺候、以上

九月十日

臨時廻

一金三拾両

兩人并飛脚之もの路用

一金拾五両

用意金

右者京都辺迄捕もの為御用罷越候に付、書面之通御渡被下、請取申候、増減之義者、帰府之節可申上候、以上

九月十日

三井 伴次郎印

山本 啓 助印

浅野中務少輔様御組

井戸对馬守組

太田五郎太夫様

三井 伴次郎

山内 倉三郎様

山本 啓 助

急御用向

当月朔日出之御切紙、同九日着、拝見仕候、如仰冷気之節御座候得とも、各様 弥御安泰被成御勤務、珍重御儀奉賀候、然者御使番松平次郎兵衛家来、用役相勤居候大橋五左衛門義、不屈之所業有之、吟味中出奔致候ニ付、召捕候様被申渡、行衛取調候処、其御地へ立廻可申趣相聞候ニ付、書中を以先般御手配等之儀、内願申上置候得共、段々厚く御穿鑿被成下、大橋五左衛門御捕押被下、私共追込之姿にて出役可仕旨被仰下、御用繁之御中、格別御骨折被成下候段、厚尔仕合奉存候、早速对馬守江も申聞、私共来ル十五日出立、木曾街道筋を御地へ罷越候間、宜御含可被下候、咏者得貴顔万々御厚礼可申と候得とも、先ハ御報旁如斯御座候、以上

九月十三日

山本 啓 助

三井 伴次郎

太田五郎太夫様

今井 小平太様

京都町御奉行

江戸町奉行

山内 倉之助様

尚以御添書之趣承知仕候、大橋五左衛門不快ニ付、段々御手数候儀奉存候、尚此上ハ手当等之儀、何分厚奉頼上候、扱又上京仕候ハ、不案内にも御座候間、万端御世話之儀願上候、其御奉行様江頭より直書持参仕候間、右様御承知可〔被脱カ〕下候

一外同役共宜申上候様申聞候、折角時候御厭ひ被成候様奉願候、尚〔得脱カ〕貴顔之節与申段候

一乍序相願置候、此度御地へ罷出候ハ、先年之通三条橋茶屋久右衛門方へ旅宿仕度候間、前以御聞置之儀、乍憚奉願上候、以上

河野 对馬守様
浅野中務少輔様

井戸对馬守

以切紙致啓上候、就者御使番松平次郎兵衛家来大橋五左衛門義、当正月中不屈之所業有之、吟味中出奔いたし候ニ付、召捕候様申渡置候、然る処大橋五左衛門義、上方筋立廻り候趣相聞、御組同心江組同心共より及掛合候処、

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

此節御地立廻り居候趣申越候由にて、為捕方組同心三井伴次郎・山本啓助差遣候間、各様御支配内にて候召捕候

ハ、道中筋、御関所御証文等、宜御取斗有之候様いたし度、右可得御意、如斯御座候、以上

九月十二日

井戸对馬守印

河野 对馬守様

浅野中務少輔様

九月十四日此書付并先触為持遣又

一 輕尻馬 一 疋

就御用、明十五日昼九時出立、京都迄罷越候間、右刻無相違三井伴次郎方へ差越し可被下候事

井戸对馬守組

九月十四日

山本 啓 助

三井 伴次郎

馬込勘ヶ由殿

二五五

御用

先触

江戸町奉行組

役人

一 駕籠人足 四人

一 荷持人足 四人

一 軽尻馬 壹疋

右者明十五日昼九時出立、為御用京都迄相越候、書面之人馬於宿々手当いたし置、無遅滞可被差出候事

江戸町奉行

井戸対馬守組

九月十四日

三井 伴次郎

板橋宿より

山本 啓吉

中山道筋

押切

大津宿迄

右宿々

問屋

役人中

〔原本は以下各宿等への距離を朱書で横一列細字で記載するが、形式を変更して、縦に記載する、朱書箇所指示略〕

〔日本橋より 板橋へ二り 板橋宿 十五日泊〕

蔵へ二り十丁 浦和へ一り八丁 大宮へ一り十丁

上尾へ二り八丁 桶川へ一り 大宮宿 十六日中食

鴻巣へ一り卅丁 鴻巣宿 同日 泊

熊谷へ四り八丁 深谷へ二り卅丁 深谷宿 十七日中食

本庄へ二り十九丁 新町へ二り 新町宿 同日 泊

倉賀野へ一り半 高崎へ一り十九丁

板鼻へ一り卅丁 安中へ卅丁 安中宿 十八日中食

松井田へ二り十六丁 坂本へ二り 坂本宿 同日 泊

軽井沢へ二り半十六丁 香掛ヶへ一り五丁

追分ヶへ一り三丁 小田井へ一り半 小田井宿 十九日中食

岩村田へ一り七丁 塩な多へ一り十二丁

八幡へ廿七丁 望月へ卅二丁 望月宿 同日 泊

芦田へ一り八丁 長久保へ一り十六丁

和田へ二り 和田宿 廿日 中食

下諏訪へ五り半九丁 洗馬へ一り卅丁 下諏訪宿 同日 泊

塩尻へ二り卅丁

本山へ卅丁 本山宿 廿一日中食

熟川へ一り半 ふしゐへ一り半

やく原へ一り十丁	藪原宿	同日	泊
宮越へ一り卅丁	福島へ一り廿八丁		
上松へ二り半	上松宿	廿二日中食	
須原へ三り九丁	野尻宿	同日	泊
ミとのへ二り半	妻籠へ二り半		
馬込へ二り	馬込宿	廿三日中食	
落合へ一り五丁	中津へ二り		
大井へ二り	大井宿	同日	泊
大久手へ三り半	細久手宿	廿四日中食	
みたけへ三り	伏見へ二り		
太田へ二り	太田宿	同日	泊
鵜沼へ二り	加納へ四り八丁		
合「河」渡へ一り半	美江寺へ一り六丁		
赤坂へ二り八丁	赤坂宿	同日	泊
垂井へ一り十二丁	関ヶ原へ一り半	今須へ一り	
柏原へ一り	醒井へ二り半		
番馬へ一り	島井本へ一り六丁		
高宮へ二り	愛知川へ二り		
武佐へ二り半	守山へ三り半		
草津へ一り	大津へ三り半		
京へ三り	大津宿	同日	泊
	愛知川宿	同日	泊
	守山宿	廿七日中食	
	大津宿	同日	泊

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

追而川船渡之場所差支無之様、手当可被致候
 一上下七人罷越候間、中食手当可被致候
 一先触大津宿へ留置、罷越候節、可被差戻候事

京都町御奉行	江戸町奉行
浅野中務少輔様御組	井戸村馬守
太田五郎太夫様	三井 伴次郎
山内 倉三郎様	山本 啓助
急御用向	

以宿継得御意候、追々寒冷相成候処、各様以御安〔マ〕候様被成御勤仕、珍重御儀奉上賀候、就者私共儀、当月十五日江戸表出立、道中無滞候ハ、来ル廿七日大津宿泊にて、翌廿八日御地江着仕候間、右様御承知可被下候、尤出立前宿継を以御報之砌、添書願ひ候茶屋久右衛門旅宿之儀、御取斗可被下候、同人方へ着之上、尚又其段可申上候、先者右之段申上度、如斯御座候、以上

九月廿三日

山本 啓助
 三井 伴次郎

太田五郎太夫様

今井 小平太様

山内 倉三郎様

尚々折角時候御厭ひ被成候、私共道中木曾街道大井宿迄
天氣都合も宜仕合仕候、御地着之上万々御厚礼可申上候、
何分奉願候、以上

太田五郎太夫様

今井 小平太様

山内 倉三郎様

三井 伴次郎

山本 啓助

寒冷之節御座候得とも、各様弥安剛被成御勤仕、珍重御
儀奉存候、就者過日宿繼を以申上候通、私共儀道中無滞、
今日御地へ着仕候間、不取敢申上候、何レ明朝罷出得貴
顔、万々御厚礼可申上候、御繁用ニハ可有御座候得とも、
御在宿被成下候様奉願候、委細者手先半次郎を以申上候
間、御聞取可被下候、右申上度、如斯御座候、以上

九月廿八日

尚以過日も相願置候私共旅宿之儀、茶久へ御申付被置、
難有奉存候、何レ得貴顔、御厚礼可申上候、以上

江戸町奉行

井戸对馬守組

大八木四郎三郎様

神田 孫一郎様

御用大急

同組

三井 伴次郎

山本 啓助

以飛札啓上仕候、寒冷被成候得とも、各様弥安剛被成御
勤仕、珍重御儀奉存候、然者私共道中無滞去ル廿八日京
都へ罷越、御承知之通大橋五左衛門御用弁相成候処、
同人義病氣付、医師へ容躰為見候処、疫症にて、其上気
候ニ中り発熱、いたし、変症之程難斗旨申聞候間、精々手
当之儀相頼、京都借牢いたし入置、少も快候ハ、御証文
相願、召連出立いたし候心得ニ御座候得とも、右故江戸
着之儀見極難申候、何レ日限取極次第、御注進を以可申
上候、宜御含可然様、御取斗可被下候様奉願候、先者各
様迄可得御意、如斯御座候、以上

九月

山本 啓助

大八木四郎三郎様

神田 孫一郎様

持田 勝之助様

三井 伴次郎

成 尾直右衛門様

猶以御用多之儀奉察候、私共出立以来、天氣都合も至極
宜敷、木曾筋難所も存外抄取申候

一五左衛門義、当時殊外重病にて、在念〔カ〕心配仕候、
乍併京地にて者厚く手当も有之、其筋之仁も格別医師等
相選、薬用手当厚くいたし呉申候、其段御序の節、鈴木
弥市殿へ可然御申立被置可被下候

一手先勇介出立四五日相立、少々不快にて、旅中も宿駕籠
にて大津宿迄罷越申候、併追々快様子ニ御座候間、左様
御承知可被下候

一別封老通ツ、乍御面倒銘々宅へ御届方奉願候

十月五日夕七半時、五郎太夫方へ勇介へ為持遣ス

太田五郎太夫様

三井 伴次郎

今井 小平太様

山本 啓 助

山内 倉三郎様

各様弥勇剛被成御勤仕、珍重奉上賀候、尚々過日者段々
御取扱を以下坂いたし、御蔭にて御緩〔カ〕々一覽相済、
難有奉存候、只今帰着仕候、咏〔カ〕者参上、御厚礼可

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

申上候〔処脱カ〕、不取敢此段申上度、早々如斯御座候

十月五日

子十月八日京都茶久にて中座を以飛脚屋へ頼遣ス

江戸町奉行

井戸対馬守組

同組

大八木四郎三郎様

三井 伴次郎

成 尾直右衛門様

山本 啓 助

追々寒冷相募候得共、各様弥御安剛被成御勤仕、珍重御
儀奉上賀候、然者大橋五左衛門義、先便申上候通（カ）病ニ
て、京地功者医師ニも相頼、種々骨折候得とも、当月六
日より殊之外勞レ強く、容躰不宜、此上変症之程難斗旨、
医師より書付差出候間、右之段一ト先御注進状并医師容
躰書相添申上度奉存候、御一覽之上、鈴木弥市殿を以御
上り之儀、可然御取斗可被下候、尚又可申上候得共、先
ハ右得御意度、如斯御座候、以上

十月八日

山本 啓 助

三井 伴次郎

大八木四郎三郎様

二五九

外三人略ス

追而御繁用之御儀と奉察候、折角時候御厭ひ被成候様奉
祈候にても、天氣都合、其上寒氣も格別ニ無之、仕合仕
候

一 先便ニも申上候勇介義、道中筋より胸痛之不快にて、時々
差発、薬用手当いたし召連、京地おゐて中座へ頼、医師
掙〔カ〕腹〔服カ〕薬為致、先少々ツ、快相成候得とも、
前書之通当人五左衛門容牀患敷、彼是心配困入候

一 当月六日晝七半時頃より、五条西之洞院東へ入ル町より
出火、折節北風烈敷焼募、凡六十間四方程焼失、漸同日
晝四時頃鎮火、尤家作宜場所にて刻限程者焼不申、乍然
最早御承知とは奉存候得とも、飛脚申上候

一 当月二日晝四時頃、大坂ひけ剃町天満宮別当台所辺より
出火および、同日晝九時頃鎮火仕候、尤道頓堀芝居後江
南之方側之金物屋より、差渡し纒一町半程隔居候、是又
御心得迄申上候
一 乍憚別封銘々宅へ御届奉頼候、以上

捕者

御注進申上候書付

在方出役

三井 伴次郎

山本 啓助

御使番

松平次郎兵衛家来にて

出奔いたし候

大橋五左衛門

五十二歳

右之もの於丹州路召捕候付、兼て被仰渡候通、御印状を
以京都浅野中務少輔殿御役所へ申立、所司代脇坂淡路守
殿江御関所手判可相願処、右五左衛門義、熱病相煩候ニ
付、京都医師桂玄估外二人へ療養相掛ケ、種々手当仕候
得共、疫症ニ相成、然処当月六日より殊之外容牀不宜、
依之別紙之通、此上変症之程難斗旨、医師より申立候間、
尚種々厚療養相加へ居候ニ付、少も快罷成候ハ、御関
所手形相願、召連出立可仕候得とも、一先此段御注進奉
申上候、以上

十月八日

在在方出役

三井 伴次郎

山本 啓助

この紙豎もの

口上書

御使番

松平次郎兵衛殿家来にて

出奔いたし候

当時

大橋五左衛門

右之もの温疫之症相煩候ニ付、達原飲相用罷在候処、次
第二勢強、右上乾燥仕、食事給不申、甚重病ニ相成候ニ
付、其段奉申上置、加味源膈散相用罷在候処、一昨六日
より俄ニ冷氣相申候、又々熱火往来〔九〕、逆上、眩暈仕、
食事給兼、脉躰不宜、重く相見へ、変症難斗奉存候付、
舛湯散火湯相用、精々療治仕罷在候ニ付、此段奉申上置
候、以上

子十月八日暁

桂 玄 估印
同 仏 中印

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

江戸町奉行

井戸対馬守組

同組

大八木四郎三郎殿

三井 伴次郎

成 尾直右衛門殿

山本 啓助

御用 大急

追々寒冷相増候得とも、各様弥御勇剛被成御勤仕、珍重
御儀奉賀上候、然者大橋五左衛病氣容躰不宜、変症之程
難斗段、医師申立候趣、当月八日出御注進状相添申上置、
尚精々厚薬用手当為致候得とも、養生不相叶、同十八日
病死仕候間、為檢使阿野対馬守殿組同心中尾荒之丞・浅
野中務少輔殿組同心竹尾秀助罷越し、非田院おゐて立合
死骸相改候処、病死ニ無相違、依之京都六原羅野宗〔九〕
南無地藏と申場所へ取置相成申候、右者中務少輔殿御取
扱に付、御同人御一名之御返翰持参、当月十三日出立、
道中川支其外差支之儀無之候ハ、来ル二十七日川崎宿
泊り、翌廿八日品川宿中食にて、江戸着可相成と奉存候、
且前書之趣、御注進状者別封、当番中宛を以差上候間、
可然御舍、御同心之方御取斗可被下奉頼上候、則御注進
状写相添、此段得御意度、咏者帰府委細万々可申上候、

二六一

以上

十月十二日

山本 啓助

大八木四郎三郎様

三井 伴次郎

外三人 略之

尚以御無人御繁用之儀と奉遠察候、折角時候御厭ひ被成候様奉存候、京地ハ少々雪も相増候得とも、先者天氣勝にて、都合宜仕合仕候、併日増寒冷相募候義ニ御座候

一前書病死之趣、磯貝七五郎殿へ被仰立被下候

一勇助病氣も、京地ニて医師骨折、療養精々為致、少々とも快罷成、召連帰申候

一別封乍憚銘々宅へ御届奉願上候

一尚々弥帰府日限之儀ハ、小田原宿より可申上候

井戸対馬守

御当番衆中

三井 伴次郎

山本 啓助

裏印

子十月十二日從京都出ス

御使番

松平次郎兵衛家来ニて

出奔いたし候

大橋五左衛門

右之もの召捕候処、於京都相煩、病死仕候間、別紙御注進状忝通、御用部屋へ差出可被下候、以上

十月十二日

在方出役

三井 伴次郎

山本 啓助

大橋五郎(マ)

衛門於京都病死仕候趣申上候書付

在方出役

三井 伴次郎

山本 啓助

御使番

松平次郎兵衛家来ニテ

出奔いたし候

大橋五左衛門

五十二歳

右之もの召捕候処、熱症相煩候間、医師相掛ケ精々手当いたし候得とも、当月六日より殊之外容躰不宜、此上変症之程難斗旨、医師申立候ニ付、同月八日出注進状を以、其段申上置、尚厚く療養為仕候得とも、養生不相叶、同日病死仕候、依之為檢使阿野对馬守殿組内同心中尾荒之丞・浅野中務少輔殿組竹尾秀助罷越し立合相改候処、病死ニ無相違候間、右死骸京都六原羅野宗〔カ〕南無地藏と申場所へ取置申候、右ハ中務少輔殿御取扱ニ付、御同人御一名之御返簡持参出立、帰府之上可申上候得とも、先此段奉申上候、以上

在方出役

十月十二日

三井 伴次郎

山本 啓助

十月九日、左之御案文太田五郎太夫方より相廻り越候付、聊差支筋無之旨、案文返却、返書遣ス、同十二日、中務少輔殿御逢有之後、此書簡一通用人より相渡候事

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

御書状致拜見候、就者御使番松平次郎兵衛家来大橋五左

衛門義、当正月中不届之仕業有之、御吟味中致出奔候ニ

付、召捕候様御申渡被置候、然ル処、五左衛門義、上方

筋立廻候趣相聞、組同心へ御組同心より掛合候処、此節

当地立廻居候様申遣候付、為捕方御組同心三井伴次郎・

山本啓助被差遣候間、拙者御支配国内にて召捕候ハ、

道中筋、御関所御証文等可取斗旨、依之御紙面之趣致承

知、則右之もの丹州筋にて召捕候付、手判之儀可申立候

処、五左衛門儀、温疫之症相煩候趣ニ付、小屋下圈江差

遣、服薬養生申付置候処、追々不相勝、変症難斗旨、去

ル六日医師書付差出、精々厚致手当、服薬等申付遣候得

とも、養生不相叶、十日致病死候付、組之もの檢使差遣

候処、病死ハ相違無之旨申聞候付、死骸取片付申渡候、

右之趣ハ御組之ものへ組之ものより相達置候旨申聞候、

右ニ付御組之もの当地勝手次第致出立候様申渡候、右御

報可得御意、如斯御座候、以上

十月十二日

浅野中務少輔印

井戸对馬守様

猶以拙者組之もの取扱候付、一名を以御報御意候、以
上

二六三

御用	江戸町奉行組
先触	役人

十月十三日

大津 泊

十四日

草津 中食

水口 泊

十五日

坂ノ下 中食

龜山 泊

十六日

四日市 中食

桑名 泊

但川筋干水にて、桑名より乗船難通様子ニ候ハ、瀬戸

船差出可申候

十七日

佐屋 中食

但船附場迄、人足差出置申候

室 泊

十八日

池鯉鮒 中食

岡崎 泊

十二月十二日

町奉行 井戸対馬守組

三井 伴次郎

山本 啓助

押切

京都より

東海道筋

品川宿迄

右宿々

問屋

役人中

一 駕籠人足 四人
 一 荷持人足 三人
 一 輕尻馬 壹疋

右著就御用京都表へ罷越、明十三日九時同所出立罷帰候間、書面之人馬於宿々手当いたし置、無遅滞繼立可被申候事、但上下七人相越候間、中食・泊手当いたし置可被申候事

十九日

赤坂 中食

二夕川 泊

二十日

新居 中食

浜松 泊

二十一日

見附 中食

新坂 泊

二十二日

藤枝 中食

府中 泊

二十三日

奥津 中食

吉原 泊

二十四日

沼津 中食

箱根 泊

二十五日

小田原 (中食) 泊

二十六日

大磯 中食

藤沢 泊

二十七日

神奈川 中食

川崎 泊

二十八日

品川 中食

追而川渡等之場所差支無之様可致候

一此先触品川宿へ留置、拙者共着之節、可被差出候事

名古屋御廻り方

繁野権六郎様

加藤 九平様

七包結

江戸

町奉行

井戸对馬守

三井 伴次郎

山本 啓助

寒冷之節、各様弥御安康奉成御勤、珍重御儀奉存候、就者今般私共儀、就御用上京、帰府いたし、御地通行仕候間、御目ニ懸り可申処、差急候間、不得其儀、此品籠

末之至候得とも、御土産之験迄、各様へ進上仕度、右可得御意、早略如斯御座候、以上

十月十七日

山本 啓助
三井 伴次郎

繁野 権六郎様

川出 嘉 市様

豊瀬又左衛門様

丹羽 弥源太様

浅井弥右衛門様

青木 六 助様

加藤 九 平様

追啓、折角時候御厭ひ被成候様奉存候、以上

此文通包物とも府中宿問屋場へ頼遣ス、且貫目改之儀、手先之ものより右改所へ内談候事

駿府御廻り方

大塚 三郎様

笹沼 要蔵様

江戸町奉行組

三井 伴次郎

山本 啓助

寒冷之節御座候得とも、各様弥御安康珍重被存候、然者今般私共儀就御用上京、帰府いたし、只今御地へ着仕候間、罷出可申候処、彼是洪難罷在候間、乍略義御右右〔マ〕相伺候験迄ニ此品差上仕候、右可得貴意、如斯御座候、以上

十月廿二日

山本 啓助
三井 伴次郎

大塚 三 郎様

深沢 玄次郎様

中 清之助様

三沢 年 助様

笹沼 惣 蔵様

尚々折角時候御厭ひ被成候様奉存候、以上

十月廿三日吉原宿泊にて出ス

御用

先 触

江戸町奉行組

役 人

明後廿五日、小田原宿泊り相成候旨相達置候処、休泊左

之通引直候間、人馬之儀ハ先触之通相心得、手当いたし
置可被申事

江戸町奉行

井戸対馬守組

十月廿三日

三井 伴次郎

山本 啓助

吉原宿より

品川宿迄

右宿々

問屋

役人中

十月廿五日

小田原 中食

平塚 泊

二十六日

戸塚 中食

川崎 泊

二十七日

品川 中食

追而上下七人中食・泊手当之事

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

一此先触品川宿へ留置、拙者共通行之節、可被相戻候事

江戸町奉行

井戸対馬守組

同組

大八木四郎三郎殿

三井 伴次郎

成尾 直右衛門殿

山本 啓助

御用向

当月廿一日宿継之御状、同廿三日吉原宿おゐて相達、拝見仕候、各様弥御安康珍重奉存候、就者私共儀道中無滞、殊天氣都合も至極宜、来ル廿六日川崎泊、廿七日品川中食にて、江戸着仕候間、為承知、此段得貴意候、有時〔カ〕拝顔万々可申上候、以上

十月廿五日

尚以時分柄、追々御繁用之御儀と奉存候、御人少、別

て御苦勞奉存候

一別封私共宅へ、御序之節御差遣被下候様奉頼候

一御用状

壱通

右者急御用向、大八木四郎三郎・成尾直右衛門方へ申遣候

二六七

間、於宿々昼夜無遲滯繼立、相届可被申候事

十月廿三日

町奉行組

大橋五左衛門

五十二歳

役人

東海道

押切

小田原宿より

品川宿迄

右宿々問

屋役人中

十月廿七日、兩人より鈴木弥市を以上ル

御使番

松平次郎兵衛家来

大橋五左衛門義二付申上候書付

在方出役

三井 伴次郎

山本 啓助

御使番

松平次郎兵衛家来にて

出奔いたし候

右之もの儀、被仰渡候通、今般丹州路おゐる召捕、相尋候処、同人儀、丹州多紀郡笹山郡山村百姓仁左衛門悴にて、十七年以前江戸表へ出、梶野土佐守屋敷へ奉公住いたし、九年以前辰年二月暇取、其頃より前書次郎兵衛家来と相成、用役相勤罷在、去亥十二月申中、同役奥田祐藏申合、同人知人桜田備前町酒渡世巳之助と申もの相頼、同人世話を以、芝口二丁目兼八店呉服渡世庄兵衛より、八丈嶋并女帯地等三十反程、主人方入用之趣を「以脱カ」此もの受取置、右巳之助江相頼、同人より名前不知ものへ又頼にて、金三十兩ニ質入いたし、右代金主人入用、其外此もの并祐藏等之借財口々ニも弁金いたし、又者世話人とも謝礼ニ遣払候由

右之通申立候処、病死仕候、依之今日歸府、此段申上候、以上

十月廿七日

在方出役

三井 伴次郎

山本 啓助

式

壺

壹

本文奥田祐藏義、当二月中出奔いたし
當時行衛相知不申候

貳

本文庄兵衛より代金催促受候付、京橋銀座辺ニ罷在
候盲人末川と申ものより、此もの一判にて金二十兩
借受、右内にて世話人を以、質屋より十五反受戻し、
庄兵衛方へ相渡候由申し候

十月廿七日帰府之節、右之案内鈴木弥市へ出ス

当月十二日附之御報相達、致拝見候、就者御使番松平次
郎兵衛家采大橋五左衛門義、当正月中不届仕業有之、吟
味中出奔いたし、上方筋立廻候趣ニ付、為捕方組同心三
井伴次郎・山本啓助差遣、御支配所にて召捕候ハ、道
中筋、御関所証文等御取斗之儀、御連名を以得御意候処、
丹州路にて召捕、今切御関所手判之儀、脇坂淡路守殿江
被申立、御手判、右伴次郎・啓助より可相願処、五左衛
門義、温疫之症相煩候ニ付、小屋下江差遣、養生御申付
被置候処、追々不相勝、変症難斗旨、当月六日医師書付
差出、精々厚手当腹〔服力〕薬等御申付有之候得共、養
生不相叶、同十日致病死候ニ付、御組之もの檢使江差遣

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

候処、病死ニ相違無之旨申立候付、死骸取片付御申渡、
右之趣組之ものへ御組之ものより相達候旨、右ニ付組之
もの御地勝手次第出立いたし候様被御申渡、彼是御世話
之儀奉存候、則兩人とも昨廿七日致帰着候、且右兩人江
御逢之節、被仰合候御口上之趣申聞、段々被人御念候義
奉存候、右御再報旁可得御意、如斯御座候、以上

十月廿八日

井戸対馬守印

浅野中務少輔様

猶以貴様御組之もの取扱候付、御一名を以御報被仰越候
趣、致承知候、則 御一名にて及御報候、以上

十一月朔日（御縁附書）屋弥兵衛方へ頼遣ス、六日切之趣口上にて
申遣ス

京都町御奉行

浅野中務少輔様御組 江戸

太田五郎太夫様 井戸対馬守組

今井 小平太様 三井 伴次郎

山内 倉三郎様 山本 啓助

以切紙啓上仕候、寒冷相増候得共、各様弥勇健被成御座、

二六九

珍重御儀奉存候、然者私共儀道中無滞、当月廿七日江戸着仕候、对馬守にて御返簡差出申、右三付ては万端御取扱被下、逗留中、出立之砌も厚御世話相成、難有奉多謝候、尚御礼可申上候得とも、先帰着之儀一応申上度、御序之砌可然御執〔カ〕成置被下候様、奉頼候、右得貴意度、如斯御座候、以上

山本 啓助
三井 伴次郎
十月廿九日

山本 啓助
三井 伴次郎
今井 小平太様

山内 倉三郎様

追而小寺仲藏様、其外様江も可然様御伝言奉頼上候

一 別紙迄通、砂川健次郎様江、御序之節御届被下候様奉頼上候、尚折角時候御厭ひ被成候様被存候、当地相応之御用向等御座候ハ、被仰下様奉存候、同役共義も、私共より宜申上候様申聞候

一 龜松・半兵衛・茂助・甚助江も可然、殊に半兵衛・甚助等江ハ、日々御用外にて種々骨折相頼候間、乍憚御挨拶奉願候、以上

砂川健次郎様

三井 伴次郎
山本 啓助

以切紙啓上仕候、寒冷相募候得とも、益御（御座候）勝被成御座、珍重御儀奉存候、就者私共儀道中無滞、当月廿七日江戸着仕候、对馬守江の御返簡差出申、右三付ては万端厚く御取扱、出立之砌も御心配被下、難有御儀奉存候、右御礼、帰着之儀一応申上度、如斯御座候、以上

十月廿九日

山本 啓助
三井 伴次郎

砂川健次郎様

追而折角時候御厭ひ被成候様奉存候、当地江宜しく御用も御座候ハ、被仰下候様奉存候、以上

一 銀老貫三十二匁 日数四十三日分、兩人路用
一 同老貫七十五匁 右同断、飛脚四人・見知人一人路用
一 同二百五十匁 召捕候御使番松平次郎兵衛家来にて

出奔いたし候大橋五左衛門、於京都相煩、病死いたし候、右以不純〔マ〕を承いたし候目籠、并病中手当、衣

類・蒲団等買上代とも

奥田 祐藏

一 同五百九十七匁

大橋五左衛門病氣ニ付、療治骨折候

片岡 文藏

医師へ薬料、右ニ付附添世話為致も
の共手当、且病死いたし、為取扱候
もの共心付等之御入用

メ銀二貫九百五十四匁

右者同家来大橋五左衛門一件之引合候ものにて、俱ニ出
奔いたし候由ニ付、行衛取調候処、兩人共当二月中出奔
いたし候儀、江戸内にて見掛候もの無之、差当り可相尋
手掛り無御座候、此段申上候、以上

金ニメ四十九匁二朱六匁五分

子十一月

臨時廻

右者京都迄捕もの御用罷越候に付、出立之砌、路用・用
意金共四十五匁御渡被下候処、前書之通遣払、差引不足
四匁二朱六匁五分被成御渡、請取申候、以上

十月廿七日

三井 伴次郎印

山本 啓 助印

子十一月九日持田勝之助御用伺ニて、磯貝七五郎へ出ス

手切

書 上

臨時廻

御使番

松平次郎兵衛家来

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

二七一

旅中日記

〔沓行分を二細行で記述する場合、（一）で括つて沓行で同一ポイントで記載する〕

一明六時前出立、深谷宿福田屋元次郎方中食（問屋新五兵衛出ル）、暮六時至新町宿へ着、海老屋金右衛門泊（年寄左〔カ〕右衛門・清兵衛罷出）

九月十五日 戌 曇

同 十八日 丑 朝雨、終日曇、夜雨

一昼九時出立、坂本町番屋にて三井氏待合、尤兼々申付候

新町宿より

手先茅場町半次・吉原町繁吉・馬喰町勇助・三井供弥吉・自分供栄蔵召連、夕七時至板橋宿へ着、中島屋七郎兵衛方泊（同所迄、三井金十郎・相川房之助、其外出入のもの、并三井氏悴・縁者とも贈〔送〕り来ル）、いつれも夕飯済、帰り候事、持出し人足兩人金、二朱、荷物人足一人四百文遣ス、右七郎兵衛方へ茶代百疋遣ス

一明六時前出立、安中宿栗木屋利左衛門方中食（松井田宿にて年寄駒之丞へ三井氏外探方申談候事）、夕七半時至碓氷御関所前、鷹金屋与市方へ罷越、同人を以御関所へ左之手札差出、自分ともハ与市方ニ暫く扣罷在候内、与市立戻候付、駕籠・荷物ハ自分とも跡へ附、与市差立、御関所江ハ挨拶等ニ不及（与市方へ茶代、例も有之二朱遣ス、且二、三百文遣候例も有之候）、暮六時至坂本宿へ着、和泉屋六左衛門方泊（年寄与左衛門・勘四郎罷出ル）

同 十六日 亥 曇
板橋宿より

一明六時出立（戸田川渡を越へ、蕨宿にて問屋五郎兵衛出ル）、大宮宿脇本陣栗原友左衛門方中食、七半時にて鴻巣宿へ着、森田屋庄九郎方泊

同 十七日 子 曇

鴻巣宿より

町奉行

井戸对馬守組

三井 伴次郎

山本 啓助

上下 七人

同 十九日 寅 曇、昼後より晴ル
坂本宿より

一明二〔マ〕時出立（碓氷峠の絶頂立場にて刀餅と唱商ふ）、
小田井宿へ着、脇本陣頂陸屋又左衛門方中食（乳熊川橋
を渡り）、暮六時頃望月宿へ着、駒屋五市方泊（問屋新
七・年寄喜右衛門出ル）

同 廿日 卯 快晴

一明ヶ七半時出立、和田宿河内屋善左衛門方中食（長〔マ〕
と申所景色よろしく）、これ〔マ〕和田峠を越し候、夕
七半時至下諏訪瀬水を拝見、同宿丸屋与右衛門方泊
（此宿ニ温泉有之、与右衛門方案内にて入湯いたす）

同 廿一日 辰 晴
下諏訪より

一明六時出立、本山宿鷺屋次郎兵衛方中食（棲沢と申所よ
り木曾之谷へ懸ル境橋アリ、尾州領也）、藪原前堀井峠
三十町登り、同所谷より乳熊川へ流レ、越後新潟へ出ル
よし、又西之方木曾川より勢州桑名へ流レ出ル、暮六時
藪原宿本陣寺島重右衛門方泊

同 廿二日 巳 晴
藪原宿より

一明七半時出立（巴ヶ淵左の山を、木曾義仲城跡と土人言
之、棧橋芭蕉翁碑アリ、棧橋や、命をかしむ、暮かつら、
此辺流レハつつれ急流にして、大石をも転び、水勢也、
左右之岸ニハ間数をなすをり〔カ〕丸キ石アリ、紅葉眼
下ニ見おろし、秋色別て絶景、一歌を夫よりたわむれて）
朱書「夕暮の淋しき秋をおとふれす」

山乃深〔カ〕を、花となかめたし」

福島御関所ハ駕籠より下り、別段名札差出し不申相通、
昼九半時上ヶ松宿塚本次郎左衛門方中食（此宿より手前
銘物木曾前〔カ〕六櫛アリ、同商之もの数多く有之候得
共、人々好望するは、ワ忠と申商家也、又上ヶ松宿より
十八町程にて銘物寢覚蕎麦アリ、正銘之生蕎麦、風味よ
ろしく、尤醬油ハ可持参、多セやといふ、寢覚村洪川橋
上より駒ヶ嶽見ゆる、此橋柱なくして、工風也）、暮六
時野尻宿へ着、脇本陣木戸庄左衛門方泊

同 廿三日 午 晴
野尻宿より

一七半時出立、馬籠峠を越へ、同宿扇屋孫助方中食、夕七

半時至大井宿へ着、本陣林茂右衛門方泊

同 廿四日 未 晴

大井宿より

一七半時出立、十三峠を越し、細鞆〔マ久手〕宿酒井屋吉左衛門方中食、大田川船渡、木曾川の流、暮六時太田宿へ着、三榭屋卯兵衛方泊、此宿にては案内も出不申候ニ付、宿役人へ察斗および、詫書面取之

同 廿五日 申 朝迄雨

太田宿より

一七半時出立、加納宿へ着、越後屋只助方中食、今渡川船渡、朝孫より流し、美江寺宿くせい川船渡を越、七半時至赤坂宿へ着、藤屋伊三郎方泊（問屋作蔵出ル、右伊三郎方にて煎茶道具を出ス）

同 廿六日 酉 夜五時頃より雷雨鳴有之

赤坂宿より

一七半時出立（井宿ニ一ノ宮南宮と申社アリ、是より南へ三り入、養老の滝有之、此者はつれ関ヶ原古戦場、并往来左之山手を御城跡と土人云之）、醒井宿本陣松井源

五左衛門中食（問屋次左衛門出ル）、鳥井本宿より摺はり峠へ懸り（此所之立場より、近江の湖水、竹生島を眼下に見る、景色よろしく、湖長二十里ノよし）、夕七半時至愛知川宿へ着、菊屋忠左衛門方泊（問屋清五郎出ル）

同 廿七日 戌 朝雨、昼後より曇

愛知川宿より

一七半時至〔マ〕出立、守山宿堅〔カ〕田屋徳左衛門方中食、夫より草津宿へ着、駄荷并雨掛とも改所にて貫目相懸り候ニ付、半次を先へ遣し、宿役人へ尔談相頼、矢張板橋改通り、此宿銘物乳母力餅一ト、又五りアリ、鞭竹銘物也

瀬田橋際より平田船を相雇（船賃金百二十四文、尤宿役人可〔カ〕談）、三井・自分・半次・栄蔵此船へ乗、荷物両掛者草津宿より直ニ弥吉附添、大津宿へ遣、自分とも駕籠へ、繁次郎・勇介附添石山寺門前へ遣ス（駕籠人足へ酒代三百文遣ス）、船者同所へ着、右石山寺観音へ参詣（門内左右ニ紅葉アリ、山上ニハ八景を作る、此絶景見物人察し給ふ）、暮六時大津宿へ着、ふね屋又兵衛方泊（問屋政七出ル）

一問屋政七より先触差出ス、中座勘助同宿迄出迎ひ来ル、

大八木氏書状、山内倉三郎方より差越ス

西組廻り役

同 廿八日 亥 晴

大津宿より

縞八丈 ・ 海苔三・たはこ入筒箱入 太田五郎太夫

川越白一反・右同断 今井 小平太

縞八丈 ・ 右同断 山内 倉三郎

一今朝五時、三井寺へ繁(吉脱)・栄藏召連參詣(女人禁

制之鐘見物ス)、昼九時、三条橋茶屋久右衛門方着、中

座龜松も来ル、甚助・龜松へ百疋ツ、遣ス、茶久江も土

産遣ス

綿縞一反 ・ たはこ入筒・のり二 砂川 健次郎

同組与力今般取扱 同人外御用にて不勤代り取扱候ニ付、土産遣ス

のり一・たはこ入筒 深谷 隼之助

一大坂役木戸龜谷伊助・山口屋忠三郎、京都へ御用ニて罷

出居候由ニ付、逢遣ス、百疋ツ、遣ス

右同断 同役所にて引合候ニ付、土産遣ス

手島 紋之助

一自分懇意高倉御地下ル町榎屋徳兵衛より文通来ル、今晚

江戸便り有之候ニ付、林へ文通差出ス、徳兵衛方より交

看至来、同人来ル(買物注文、物等頼遣ス)

海苔三・たはこ入筒 同組同心 岩本 孫四郎

のり一・たはこ入筒 右同断 西村 篤次郎

一太田五郎太夫方へ、三名宛ニて今日京着之趣、半次を以

文通出ス

右同断 東組与力 小寺 仲藏

のり二・右同断

一中座甚助を頼、京懸り三人、其外左之通進物いたす、栄

藏・弥吉同道為持遣ス、且取扱懸り分兼候分者、跡より

遣ス

〔左記土産原文横に並記を縦に記載変更、尚土産内

容朱書指示省略〕

のり一
たはこ入筒

田中 寛次郎
西尾 滝之助
木村 勘助
塩津 定之助
原間 列五郎

吉野 勇之助
同組同心廻り役

きせる
たはこ入筒

福田武右衛門
森 善次郎
寺田勘左衛門

同 廿九日 子 晴

一今朝五時、吉(太) 田五郎太夫・今井小平太・山内倉三郎宅へ罷越ス、面会、今般取扱呉候礼等申述、前書名前之方江も、半兵衛・勘助案内にて罷越、夫より西御役所玄関へ罷出、左之手札差出、用人衆逢申込

町奉行

井戸対馬守組同心

着御届

三井 伴次郎

山本 啓助

用人川崎志久助罷出候ニ付、御頭御連状差出候処、いま中務少輔殿御迎無之、且自分とも罷出候節者、為付置

候様との事ニ付、暫く扣候様申聞(兩人とも中食被下、供五人も吉(マ) 田五郎太夫方にて支度為致置候事)、

下田耕助・深谷隼之助・手島紋之助・桂教(カ) 太郎并五郎太夫・倉三郎とも面会、用人京極万一郎罷出、中務少輔殿御帰宅、御逢有之、万一郎案内にて御内座敷通ル(先所(例カ) 御逢之場所にては、帯劔に候得とも、今般ハ御間相進ミ、御内座之義ニ付、心得迄下劔ス)、御逢之上、御丁寧之御挨拶有之、米早春之扮(カ) 一条、其外御談方有之、畢而元之席へ相越、五郎太夫・倉三郎へ下坂いたし度、内頼いたし候処、中務少輔殿にも内々御承知ニ付、緩々罷越候様申聞、御証文願方ハ帰京之上差出候様、談有之(先例者御証文下案相渡呉、其通本書相認差出候処、今般者下案并請書とも相認置候旨にて、大坂より立戻候上、調印いたし候様、五郎太夫外兩人より懇ニ申聞ル)、夫より河野対馬守殿御役所へ差出着御届手札、取次へ出ス、直様引取、半兵衛へ百疋遣ス
一三条通り誓願寺、四条河原より祇園天王へ參詣、今夜半次・繁召連、三井同道、半兵衛・勘助案内にて祇園一力へ見物ニ罷越ス

同 晦日 丑 晴

一今朝南顔役小林平十郎・大星(里カ) 忠左衛門捕方御用ニ付着いたし、自分共旅宿通行いたし、面会いたし度旨申

聞候ニ付、旅宿前にて面会（兩人ハ三条橋向角日貫屋藤兵衛方旅宿）、中座茂助ニ面会

一 今晩伏見船にて大坂へ罷越候ニ付、京都にて駕籠屋四人相雇、勇助義病氣に付、半兵衛へ相願、医師へ相懸ケ、茶久へ残置（駕籠賃六日にて四人へ二兩壹分二朱遣ス、都合式兩式分、壹挺分日々壹分ツ、当ル）、右駕籠人足、其外召連、勘助案内にて、先智恩院庫裏白院内見拜（本堂屋根傘鐘・座敷襖・古画板蕉〔カ〕尋見るへし、これも結構）、丸山庵集会之場所一見、祇園梅之尾にて（料理茶屋之価高直）昼支度いたす、夫より清水寺・西大谷大仏殿・東福寺并三十三間堂・通天橋（此橋より下左右の山中腹ニ紅葉夥敷アリ、人々群集、毛氈等覆、酒盛等見ものなり）、焼物師与三兵衛・道八方へ立寄、伏見稻荷へ参詣、甚〔勘〕助ハ是より差帰、夕七半時至伏見へ着、同所橋角かセヤ才助方へ罷越、先触無之候得とも、御用船申付、才助方にてハ船方役相心得罷在、先節之振合等相弁へ罷在候（三十石船、舟頭三人乗、雇銭六匁六分也、船頭へ酒代二百文遣ス）、才助より船役所へ差出候兩人之名札相渡、才助方にて夕飯申付ル（厚く世話いたし候ニ付、茶代三百文遣ハス）、同夜四時前右船へ乗、駕籠人足、其外之ものも同船

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

十月朔日 寅 晴

一 今晩八半時至大坂京橋四丁目榭屋藤右衛門方へ着船、同入方にて朝飯済、天満天神へ参詣（此通鉄物見世にて鉄魚くし調）、東照宮御宮へ参詣、御城井町奉行御役所辺、高麗橋通り（虎屋にて小倉糖折詰調、並四分、誂へ六分由）、西本願寺・東本願寺・座摩宮へ参詣、同門前にて越半と申料理茶屋にて中食、鉢山辺松の尾と申水茶屋にて休息、庭見物、夫より千日臺并道頓堀芝居表通り一見いたす、夕八半時頃、同所宗右衛門町鉄物屋平三郎方へ相着、茶代百足遣ス、役木戸亀屋伊助・山口屋忠三郎相待居、西組衣笠政次郎、伊助より承候由にて、旅宿へ尋来ル、面会、同人より蒲焼至来、答礼文通遣ス

一 西組清原滝五郎・島田栄太郎・右政次郎・東組渡辺定右衛門方へ、忠三郎を以土産物遣ス（海苔一帖ツ、煙草入筒共、是者先年鈴木伝兵衛方ニ而今〔カ〕熊八郎大坂表捕もの之節、世話いたし呉候由に付、右政次郎其外へ差遣ス候事）、伊助・忠三郎を頼、夫々買物いたす（武部〔カ〕鬢毛ハ右兩人より京都へ罷越候節、注文申遂置候ニ付、旅宿へ取揃ひ持来ル、且落花生・大根おろしハ安土町有馬屋久兵衛方よろし、唐物町にてセ〔カ〕おとし調買

二七七

同日 卯 晴

一大坂之調物荷拵いたし、役木戸兩人より京都旅宿へ廻廻し呉候筈、夫々頼置

一今昼四時至千日墓際髭すり町天満宮別当台所より出火および候事（鉄物屋より統一丁半程隔候得とも、江戸出火と違ひ、至て静にて、物騒敷無く候、無間も鎮火）、昼九時出立、伊助・忠三郎案内にて、大物并中角芝居類焼後、普請出来、興行前にて楽屋迄一覽、役木戸兩人ハ其辺より差帰ス

一高津宮へ参詣、夫より四天王寺、堺海道へ出、天下茶屋、住吉明神へ参詣（卯日にて群集）、殊外浪花屋の松・妙国寺蘇鉄一覽、夕七時至堺材木町高菱屋小兵衛方相對泊（上二両五分、下二両之積申談）、（堺神明町かち本伊三郎方にて小刀・鉄髪すり調、同人方より右品茶久へ廻廻候事）

同日 辰 晴

一今朝浜見物之処、延引いたし候ニ付、相延候事（浜へ者十五町も有之候よし）

一今朝五時出立、板屋町綱引天神へ参詣（此境内ニ小物長行鉢植之奉納松并藤家美桜古木一覽）、夫より河内葛井

寺千手観音へ参詣、道明寺天満宮へ参詣、国府宿橋本屋卯兵衛方にて相對中食、国分峠より船渡しを越、竜田川へ出、楓・紅葉絶景、いつれも大樹也、竜田社へ参詣、郡山城下より奈良町へ出、夜四時着、印判屋庄右衛門方相對泊（庄右衛門ハ三井氏懇意いたし、奈良一乘院御宮内和田右衛門と申仁より、此程文通有之、取扱も宜敷候ニ付、茶代五十疋遣ス、庄右衛門方庭先ニ猿沢之池を詠め、景色よろし、鹿多出ル）

同日 巳 晴

一今朝五半時出立、右前ニ一条院殿家来辻矢柄（三井氏知人）旅宿罷越、同人案内にて御殿向并豊臣公御召被成候御車拝見、畢而御茶庵にて二条宰相・中沢大和守殿同席にて御薄茶、御菓子品々被下之、夫より山内見物、春日御社へ参、矢柄案内にて三笠山ふもと武蔵野と申料理茶屋へ罷越候処、御宮家来前川内蔵取持罷出、酒肴、本膳も出、種々饗応有之（此家之膳部・酒器等至て古代之品多く、感洩〔マ〕を流スる也、尤見晴しもよろし）、尚矢柄案内、山内見物（奈良人形・根付・緒メ・かんざし・押し彫等元祖松寿方へも罷越ス）、二月堂・三月堂・四月堂・大仏参詣、門前にて矢柄へ厚礼申述立別（此時

駕籠并人足とも、印判屋より門前茶屋迄廻し置候事)、夫より木津川渡を越(御用ニ付無賃)、宇治泊之処、延刻いたし、同所迄難罷越、暮六時至水宿酒屋太郎右衛門方相對泊(上二両五分、下二両申談)

同 五日 午 朝曇、四時頃より雨、九時止、晴ル、夜四時雨、曉止

一 曉七時出立、宇治橋際菊屋市左衛門方四半時着、同所にて中食、同所平等院、頼政自殺跡、扇之芝見物、市左衛門方にて煎茶吟味之上相求ル(正喜撰一斤十三匁十袋ニ詰)、同所にて伏見へ之船ニ艘相雇(賃錢三百文ツ)、陸ハ五十七町、船路ハ三十町、伏見へ着(桃山御殿跡、黄(囊脱)寺等ハ船より遠見ス)、同所藤森社へ参詣、夕七半時至茶久へ着、直三五郎太夫外二人宛にて帰着之上文通出ス

一 留守下、岩本孫四郎より扇子至来、泉州鍛冶本より刃物類送越

一 今夜槌屋徳兵衛方へ罷越、酒肴町寧ニ出ス

同 六日 未 晴大風

一 今曉七半時頃、五条通西洞院東へ入町町家より出火いた

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

し、風強く大火、昼四時頃鎮火、(二町四方程焼失)
一 徳兵衛来ル

同 七日 申 晴風

一 徳兵衛・半兵衛・甚助・茂助来ル、同人へ百疋遣ス、昼後より三井氏同道、甚助案内にて南禅寺(此山門五右衛門住ト云、山門前ニ大石燈籠ニアリ、佐久間大膳亮勝之奉納、寛永七年と印候、此燈籠ニ対し、同人奉納にて尾州熱田社地ニもアリ、可尋見)、永観堂(山内之楓・紅葉絶景候)・若王寺・光雲寺・銀閣寺・真如堂・黒谷光明寺見物、立戻ル

一 大田五郎太夫方より、五郎兵門(マ)病氣変症難斗旨、医師申出候趣、文通来ル

同 八日 酉 曇風

一 当人五左衛門重病ニ付、医師容鉢書之儀、自分、太田江半次・栄藏召連罷越ス、夫々談判いたし候内、今朝五時五左衛門病死いたし候旨、砂川健次郎方より太田氏江申越候ニ付、尚御返簡願方尔談いたし引取候事、且太田にて昼支度出ス、同家内へ面会いたす

一 三井氏尔談之上、当人病死来ル十日、十二日御返簡御渡

し、十三日出立之積相願度旨、五郎太夫方へ文通および候事

一五左衛門容鉢書、医師兩人より差出ス、御書ハ太田より夕刻差越候ニ付、直ニ御注進状へ容鉢書相添、同役文通、銘々宅状とも封込、飛脚問屋高倉御池上ル町大黒屋正次郎方へ、繁次郎を以急速差出方頼遣ス

一植屋藤太郎方より自分へ酒一器・煎茶〔カ〕・餅菓子、提ケ重へ入、徳兵衛文通添差越ス

一今井小平太より、五左衛門死骸明朝非田院にて見可申旨、中座甚助を以申越ス（是者内実心得にも相成事候、内々甚助を以今井へ申遣候事）

同 九日 戌 曇小雨止

一昼時より非田院へ、甚助案内にて五左衛門死骸改ニ罷越、夫より御所通抜、宗哲方にて調物いたす、同人方にて一米より品々取寄求ル、半兵衛義も出向居、尚兩人案内にて今出川上ル町織方俵屋平助方にて御召高機一見、知光院西へ入町和久屋茂兵衛方にて天鷲絨織方見物、金閣寺・平野社・北野天満宮・安楽寺・時鳥天満宮へ参詣、西之原村加賀屋清八方にて蒲焼夕飯いたす、夫より千本通、繁〔吉〕・半兵衛・甚助召連、島原角屋徳左衛門方へ見

物ニ罷越ス、庭前も、松座敷間とも見もの成へし
一今夜五郎太夫方より御返簡案為持越スよし

同 十日 亥 快晴

一今朝三井氏同道、繁〔吉〕・弥助・栄蔵召連、半兵衛・甚助案内にて、妙心寺・御室御所・高雄山へ罷越（同所紅葉いづれも絶景、此所にて半兵衛持参之わりこさ、ゑを取開き、中食いたす、人々群集し見物し、楓を掛く打〔カ〕）、夫より同所続槇尾・榎尾へ相廻り、嵯峨釈迦堂・天竜寺へ参詣、嵐山下川端三軒家にて船を雇ひ、嵐山下急流を十町程登り、赤岩見物、舟中にて右携之重話にて夕飯いたす（此三軒家にて飯焼出し貰、是ハ半兵衛より頼置、船賃も同人相賄ふなり、此所絶景）

一今日駕籠昇四人相雇（一人ニ付金二朱ツ、別段一人増之積にて二分二朱遣ス）、半兵衛小分、藤六荷物等いたし候ニ付、南一遣ス

同 十一日 子 雲

一植屋徳兵衛・西村等〔カ〕次郎・森善次郎旅宿へ尋来ル、兩人〔マ〕より銭〔マ〕別至来、下田耕助・砂川健次郎より同様至来

一 明十二日昼九時発より、御役所へ罷出候様、健次郎より
達有之

同 十二日 丑 朝雨、昼より晴風

一 東西組屋敷前書之方、暇乞として一同召連罷越ス、西御
役所へ罷出候処、砂川健次郎・下田耕助・小寺仲藏取扱
三人面会、砂川より当人申口并御返簡写、心得として相
渡ス

一 中務少輔殿御前之席おゐて御逢有之、御懇命之御口上被
仰聞、御頭へ之御伝言等被仰遣、畢ハ白州之辺一見いた
す、夫より御返簡并別封御連状小箱巻持参いたし候様、
用人中を以被仰聞、夫より東御役所へ御暇乞として、玄
関迄手札持参罷越ス

一 榎屋徳兵衛方へ世話相成候礼として罷越ス

一 今井小平太案内、竹内能見物（安宅・殺生石・靱猿）、
尚今井同道、夕刻より祇園梅尾へ供兩人召連罷越、中座
四人罷出、種々清魚にて饗応受ル、引続山内倉三郎・小
寺仲藏も来ル、砂川名代五人来ル、八時頃より一力へ罷
越ス

一 五左衛門十日ニ死失、十三日出立御注進状并先触差出方、
小平太へ頼、中座より大津宿へ差出ス

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

一 今朝半兵衛へ三百疋、甚助へ二百疋遣ス
一 京津改所出役中島新兵衛方へ、貫目頼方之義ニ付、今井
より文通貫、中島へ土産遣ス積リ

同 十三日 寅 晴風

一 今朝迄ニ買物等不残取揃ふ、茶久へ勘定いたす、今昼迄
茶久方食事、其外雑用金六兩四百六十一文払、尤茶代ニ
百疋番頭へ、序乍〔九〕召仕ものへ壹分ニ朱遣ス

一 榎屋徳兵衛来ル、亀松・茂助へ尚又百疋、藤六へ買物狩
立〔九〕候骨折候ニ付、南一、半兵衛を以相渡ス

一 駕籠・荷物人足者前半兵衛より申談（一人ニ付三百文宛
遣ス）、本馬壹疋、同人取斗差越ス（此賃錢二百六十四
文也）

一 昼九時出立、当方旅宿へ立寄、甚助・藤六義、蹴上迄送
り来ル、夕七時至大津宿へ着、田中屋浅次郎方泊、年寄
新八出ル

同 十四日 卯 晴風

一 大津宿より
一 明ヶ七時出立、四時草津宿へ着、洪川屋源藏方中食（問
屋長兵衛出ル）

二八一

一草津貫目改所出役御代官石原清左衛門手代中島新兵衛へ、
 今井氏よりの文通江添、三井・自分より煙草入筒、半次
 以差遣ス、右新兵衛中食所へ罷越ス、面会いたし候内、
 貫目相改候処、三井兩掛十二貫、自分兩掛十貫、包荷物
 分持之分七貫承(カ)、明荷物二十四貫有之、新兵衛へ
 爾談、取斗方相頼、荷物人足ハ老人ツ、之積、明荷御定
 二十貫ニ付、本馬ニ直し候得者、召仕之ものも乗候様相
 成、弁利之旨申聞、尤兩掛貫目多き分者、本馬の方へ附
 替振合ニいたし候由にて、右之通取極候事

一夕七時水口宿へ着、日野屋金助方泊(問屋又兵衛・清兵衛出ル)

一水口細工取寄求之

水口宿 同 十五日 辰 晴風

一明六時出立、鈴ヶ峠を越し坂ノ下和泉屋甚三郎方中食
 (問屋儀兵衛出ル)、新茶屋と申立場にて、古法眼筆拵
 山見る(此山の景色木曾山の模様ニ少々似寄候)、関宿
 へ遣り(地藏寺へ参詣、古事申してハ入札(カ)、夕七
 時亀山宿へ着、本陣樋口弥太郎方泊)

同 十六日 巳 晴風
 亀山宿より

一明ヶ六半時出立、四日市宿今尾屋甚四郎方中食(問屋市
 太郎・源藏出ル、同宿山形屋市左衛門・新種屋与左衛門
 ハ、先年三井并神田御用に遣ひ候ものニ付、三井・自分
 より三印持参たはこ入箱具(カ)遣、与左衛門出ル)、
 暮六時前桑名宿大坂屋弥次右衛門方泊、今夜佐屋廻り御
 用船申付ル、四十石四人乗、賃錢一ノ二百八文

桑名宿より 同 十七日 午 晴

一明六半時出立、桑名宿より御用船へ乗込、佐屋宿へ昼四
 時着、美濃屋源七方中食、万場川船渡相渡り、立森と申
 所より駄荷・兩掛等ハ、勇介附添熟田宿へ差遣し、自分
 ともハ名古屋町へ罷越、伝馬町にて伝馬役所へ半次差遣
 同所廻り方へ文通相添、土産物届方相頼、且同所にて熟
 田宿迄、駕籠人足四人相雇(百四十八文)

繁野 権六郎
 川出 嘉市
 豊瀬又左衛門
 丹羽 弥源太

煙草入筒

浅井弥右衛門
春木 六郎
加藤 九平

本町通下、暮六時至熱田宿へ着、柳屋長左衛門方泊（宿役人藤田勝四郎出ル、右長左衛門方座敷間、いつれも美事也）

同 十八日 未 晴、昼より風、夜ニ入雨

宮宿より

一 今朝熱田太神宮へ参詣（佐久間大膳亮平勝之奉納大石燈籠アリ、京都南禅寺対燈也）、鳴海宿通下（同宿升吉と申呉服屋にて絞物買調、随分装直アリ）、昼九半時頃、池鯉鮒宿へ着、山吹屋新右衛門方中食、矢矧橋相渡り（二百八十間、日本一之大橋也、此橋へ一万石付と云）、暮八時前岡崎宿新柏屋権之助方泊（問屋代新五郎出ル、問屋伊助・甚三郎ハ先年神田孫一郎・高野能八郎罷越候節、差働候ものニ付、兩人へ自分ともより多はこ入筒為持遣候処、兩人罷出、肴等出ス）

同 十九日 申 朝雲、追々晴ル

岡崎宿より

一 明六時出立、昼九時赤阪宿へ着、江戸屋吉兵衛方中食（問屋平松弥一右衛門悴富之助ハ南組森謙太郎縁者之由にて差出、きせる一本・手拭三筋遣ス）、暮六時二川宿へ着、壺屋伝左衛門方泊（問屋彦十郎・名主万次郎・問屋久左衛門出ル）

同 廿日 西 薄雲、西風

二 夕川宿より

一 明六時出立、新居宿四時着、尾張屋平吉方中食、同人を以御関所へ差出候肩書入手札相渡（茶代一片置、肴等出ス、神田氏縁者、同宿栄次郎と申、御同所番人、自分ともより手拭二筋遣ス）、尚平吉案内にて御用船ニ乗（因人無之候ニ付、御関所番へ引合不申、直ニ船へ罷越、御定船賃四百十七文也）、順風ニ付、九時前舞坂宿船場へ着（船方役人懸塚屋市左衛門、同人孫とも罷出、彼是世話いたす、手拭二遣）、同宿浜松屋にて休息、夕八半時頃、浜松宿へ着、麴屋勘左衛門泊（三井氏知人奈良一乘院御門跡和田左衛門掃都、宿内へ止宿、自分とも旅宿之儀及承、菓子折持参罷越、面会、肴等出ス）

同 廿一日 戌 快晴、寒冷

浜松宿より

一 明七半時出立、天竜川船渡を越、見付宿四時着、桑名屋伝七方中食（問屋幸八出ル、此宿へ入、漸く富士山を詠る）、夕七時至新坂宿へ着、松屋孫右衛門泊（問屋金右衛門出ル）

同 二十二日 亥 快晴

新坂宿より

一 明七半時出立、宇津のや峠へ懸り（此所にて吹〔カ〕の餅を可求）、夫より金谷宿大井川を打越し（今日九十文、川之中十八丁アリ、九十六文〔カ〕川者止ル）、藤枝宿瀬戸川步行渡（水氣之節連台也）、昼四時至同宿万年屋七右衛門方中食（問屋半次郎・年寄定四郎出ル）、阿部川を越し、自分共（連台越と名物餅アリ、六十四文にて川留）夕七半時至府中宿へ着、よし津屋忠兵衛方泊（問屋勅兵衛出ル）

一 同宿貫目改方之義ハ、可然取斗呉候様、半次を以申遣、同所廻役へ、土産ものハ改所へ頼遣ス、文通添

大塚 三郎
深津 玄次郎
煙草入 仲 清之助

三沢 聞助
笹沼 要藏

一 立花新藏・松井和平次ハ自分知人に付、手拭三筋ツ、同様同屋迄為持遣ス、立花より煎茶一箱至来
一 栄藏召連、御城辺見物ス

一 大塚三郎・笹沼要藏来ル、硯箱一同より至来

一 勇介義不快ニ付、駕籠賃足として兩人より二分遣ス

一 明朝自分とも久能山御宮へ参詣いたし候付、宿役人へ廻り道を（と脱カ）り、駕籠人足申談候処、江尻宿迄之賃錢（二里二十七丁）相払候分をも込メ、勘定書相認差出、差引不足之賃錢（二百文）相払候事（旅宿へ駿河細工もの品々取寄ル）

朱書「府中之駅泊にて

寝むりたるうちも、我家と

思ひける、人も行来の旅路わずれて」

同 二十三日 子 晴

府中宿より

一 明ヶ七半時出立、繁吉・栄藏召連、久能山へ相廻ル、同所豆腐商屋へ案内人申入候処、同所より御宮手ニ附候もの方へ相頼、其もの案内にて、御門番所江者肩書付名札、

案内人より為差出、御宮御唐門内拜見相願候処、尚其掛りも申込、不残内見、案内人へ(二百文、内見之節、是又二百文差出候事)、昼九時前江尻宿へ着、清水屋弥右衛門方中食(問屋八郎右衛門出ル)、富士川渡船を打越し(三井氏へ川役人不調法有之、強申出候付、兎角三井申聞候通、吉原宿迄罷出候様、自分よりも申談)、暮六時吉原宿へ着、三島屋半兵衛門方泊(問屋六左衛門出ル)一富士川川役人とも、先触之趣失念いたし候ニ付、次宿迄呼寄、及察斗

一暮六時頃、去ル廿一日出、同役より之刻附御用状至来
一明後廿五日小田原泊り、先触ニ有之候処、天氣等も宜敷候ニ付、同所中食ニ引直し、一日追込、廿七日江戸着之先触、宿役人江相渡ス

同 廿四日 丑 雲

吉原宿より

一明七半時出立、沼津宿へ四時着、桔梗屋佐次兵衛方中食(問屋九左衛門出ル、肴等差出候付、手拭二筋ツ、問屋・年寄へ遣ス、当宿目明し庄兵衛者——也)、暮六時頃箱根宿へ着、笹屋三左衛門方泊(人足四人へ酒代二百文差遣ス)

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

一箱根山絶頂者境木と場所にて、相模伊豆之国境へよし、親知らつ子知らすト云堂舎アリ、土人ニ可問、兜石往来往還之真中ニ有、義沢〔カ〕兜を戴しと云ふ

同 廿五日 寅 晴

一御関所御門明キ候趣、宿役人より申出候付、御関所番立木市左衛門へ兩人より土産物遣ス(手拭二筋ツ、為持遣ス)

一御関所へハ兩人肩書入名札、宿役人を以為差出、挨拶ニ不及罷通候事、小田原宿へ九時着、福住屋兵助方中食(問屋伊兵衛・人足肝煎仁〔カ〕左衛門)
一同所往来にて酒肴出ス、是者領主より出候よし、但酒之節而旨可心得

一同役中へ廿七日江戸着之御用状、当宿より差出ス

一酒勾川(蓮台越し、冬春ハ仮橋掛る)、暮六時前、平塚宿へ着、角田屋孫左衛門泊、年寄清八、鴨池元林舎弟同苗万松三井氏を尋来ル、同人引付にて大久保織部知(行脱カ)下相州大住郡南矢倉村名主八右衛門・大磯宿三笠屋文太郎を連来ル、探方相心得候もの之由

同 廿六日 卯 晴

二八五

平塚宿より

一 明七半時出立、馬入川（松渡し）、戸塚宿尾張屋久兵衛方中食（問屋佐兵衛・藤沢宿元高部僕久藏方へ手拭三筋遣ス）、暮六時前川崎宿へ着、会津屋五兵衛方泊（茶代二朱遣ス、肴等出ス）

一 御入用仕訳、受取書認

同 二十七日 辰 晴

川崎より

一 明六時出立、品川宿相模屋忠兵衛方中食（茶代百疋遣ス、小原源・幸之助・政次・定四郎・繁次郎・是徳・滝蔵・清吉・吉兵衛出迎）

一 駕籠并荷物人足持込三付、酒代遣ス

一 駕籠者鍛冶橋御門外より清吉附添帰ス、手先も一同二京橋より帰ス

一 大橋五左衛門申上、鈴木弥市へ出ス、且中務少輔殿御口上之趣、并御連状、其外紙包とも差上ル、御頭不快中に付、御逢無之、年番方へ請取書出ス

一 帰宅之上、同役中へ罷越ス

一 手先連帰候文通ハ翌日出ス

第二冊は江戸で裁判着手前の正月に欠落した御尋者が出身の地域周辺にうろついているとの風聞から、三月末、管轄の京都町奉行所に召し捕らえを依頼したところ、九月朔日に早速取り押さえたとの連絡があり、身柄受取のため山本啓助を含む同心二名が九月十五日派遣された。しかし廿八日京都に着いてみると、御尋者は重体との連絡があり、京都町奉行所からその事情確認、御尋者の申口の確認、更に江戸北町奉行所との連絡に追われることとなった。しかし、御尋者の病状が一層悪化した為に身柄を送ることは困難と判断、回復を待つ事になったが、その間京都寺社等の参拝、次いで九月晦日夜伏見から大坂に船で行き、更に奈良へと見物、宇治から伏見を経て京都に戻ったのは五日、慌ただしい見物であった。暫くして重篤の由連絡があり、その後八日死亡が伝えられた。それでも翌日は高雄から嵐山での船遊びで過ごし、十日死亡として十二日に北町奉行所には連絡し、十三日京都出立、名古屋廻りで廿七日に江戸に戻った次第である。

勿論遊び廻っていたという認識は彼には無い。当初の予定では今回の任務は簡単に済む筈であった。従って、御尋者引取のために路銀として三拾両・用意金として拾五両を受取ったが、御尋者重体の思わぬ事態に、予定を変更して

到着の翌日には下坂の予定をたてて、京都町奉行所役人に伝え、便宜を依頼していた事が日記から認められる。形式的には関西地方の役人達との交流も兼ねて視察に出掛ける事にしたと思われる。九月晦日の伏見から大坂への乗船は「御用船申付」の形式を取り、船方役も心得ていた事が認められる。結果今回の旅程で江戸に戻った折りには四十九両余使い、四両余不足したとの報告がなされているが、その際同心には一人一日六匁の路用費用が計上されており、その中には各地旅行の期間も含まれることが確認されるので、形式的には公的旅行の形態を採ったことは間違いない。

しかし、各地に出掛けた事は十月五日付京都町奉行所役人へ「下坂」の手配への依頼、御札以外には検出されず、十月五日の病状報告まで江戸の町奉行所と連絡を行った形跡は見出されない。恐らく江戸でも各地巡遊は承知のことであつたのであろうが、流石に記載しえなかつたと考えられる。私的日記が併せて編綴されたことよって、同心の思わぬ行動の一端を知り得たことを幸いに感ずる次第である。

召連れが無いので帰途も同様であるが) どのような人々と接触を持ったのか、また関西の風物に江戸者の一人としてどのような内容について感興を抱いたか、その点に関西に住む者として関心を抱いた次第である。丁度秋に上洛したことも有り、各地で紅葉を賞で、風光明媚を楽しむのは、他冊子と変わりが無い。その中で偶然二日に旅宿先近くで出火があつた際、「江戸出火と違ひ至て静にて、物騒敷無く候」と臨時廻り方らしい所感を抱いている。また大坂宗右衛門町で旅宿の際には蒲焼の差入れがあり(関東との比較の感想の記述が無いのは残念である)、堺では名物の金物を調達して京都に廻す様に手配するなど、公的な記録では検出される事無い、江戸の町奉行所役人として便宜を受けつつ旅する内容が窺われる点に興味を覚える次第である。

しかし、見物から帰ってくるのを待っていたのが重病の御尋者死亡の連絡であつた。そこで同心二名の採つた行動はどうであつたのか。上述の如くに死亡の日時については、公的記録面からは問題無いように見受けられるが、私的記録面と併せ処理の流れを観察すると、興味ある事実が検出される。

十月五日、宇治、伏見を経て帰洛、早速京都町奉行所三

名に帰着の報告を行う。八日、医師の容態書を求め京都町奉行所に参り談判中、朝五時病死の連絡が入り、病死を十日、十二日に町奉行から北町奉行への病死の事実の返答差出、十三日出立する旨の願いを差出すことで纏まる。しかし、この事実を伏せて一方で医師兩名の重病の旨の容態書を添えて江戸に注進する。この結果、公的記録は十二日迄途絶えるが、その間、九日には非田院で死骸改めの後は、金閣寺や鳥原角屋等の見学、十日も高雄・嵐山見物で名残りを惜しむ。流石十一日は来客に備え、宿で待機していた事が私的日記で判明する。だが公的日記では死亡を伏せての八日の病状悪化の注進以後、「精々厚薬用手当」を施したが、甲斐無く十日死亡した事で一貫する。この点では京都町奉行から北町奉行宛の十二日付書簡でも十日死亡で、公的には何ら矛盾を見いだせない。この書簡の預かり、更に二十八日江戸着までの御用先触の差出しと、八日から十二日迄の間に手配を終えている点、死亡日時の誤魔化しは日程に余裕を持たすための時間稼ぎにあつたと理解出来る。そこに初出役の第一冊の記録と比較すると、僅かの期間で経験を積んできた同心の姿が垣間見られ、興味深く覚える次第である。

但し既に「原胤昭旧蔵『御定書百ヶ条他 二十七冊』に

ついて」（千代田教育委員会『原胤昭旧蔵資料調査報告書』4）で言及した如く、本史料の原本と考えられる「廻り方手控」第二冊は山本家に返却されて、目下所在不明の由、対校する史料も無く、その上で本史料は細字で、且つ判読した上での書写ではなく、字の形をなぞっているだけではないかと疑いたくなる程の続け字で記載するので、判読困難な箇所が多く、恥ずかしい解説作業に終わったことは遺憾である。



内表紙

「別冊 帖入

豆州下田湊へ碓泊垂墨利加松へ

乗込候吉田寅次郎外一人請取方

出役書留

原氏
藏書

山本控

内表紙裏

「啓助氏嗣子末男山本寛氏秘藏書

清写

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

昭和三年五月十五日

六十一年之思ひ出て多き日々

胤 昭 (花押)

本書は既述した第二冊と同様、江戸幕府北町奉行所臨時廻り同心を勤めた山本啓助が出役した際の記録である『捕者書留』全八冊のうち、別冊と附題された冊子である。本書は他書と同様に縦帳に書写されているが、豎長のやや大きな字で書写されており、また本書のみに「原氏藏書」の朱方印が捺されており、追憶の意を込めた胤昭の花押付の文が内表紙裏に記載されているという特異な冊子である。ただ他の冊子と保管場所が異なっていたのか、本書は表紙も貫通する大穴が空く程腐敗しているのは残念である。判読出来ない箇所は、傍線で表示したことを断っておく。本書の価値は、米艦への乗組を断られた吉田松陰等の身柄引取に山本啓助等が派遣されたが、彼自身の報告である事に尽きる。『吉田松陰全集』第十卷「下田事件関係文書」に「八日夕八ツ時町同心定め通り大八木四郎三郎・山本啓助出張にて唐丸籠・ほだ等支度相成り」の記載(五六頁・大和書房)から確認される記録魔の山本啓助の派遣で、この間の経緯がより具体的に掌握できることを喜びたい。

二八九

〔^{〔采書〕}嘉永七寅年四月三日、大八木四郎三郎・山本啓助

御役所へ罷出候処、御書取り之趣被仰渡、入念早々出役いたし〔候〕様、御逢之上被仰渡、尤秋山久藏委細談有之、別ニ人数等も相増し、出役可致旨被申渡

吟味致し可申上旨、伊勢守殿被仰渡候ニ付、為召連組廻同心大八木四郎三郎・山本啓助明暁出立申付、彼地着の上、黒川嘉兵衛へ承合、諸事卒示〔マ〕無之様可取計旨申渡候間、其段嘉兵衛へ御達有之候様致し度存候、此段及御掛合候

寅四月三日

寅四月四日

覚

下田ニ於て召捕置候吉田寅次郎・渋木松太郎事早々受取、吟味致し可被申聞候、尤当地へ召寄セ方等、卒〔マ〕尔之儀無之様可被取計事

伊勢守殿へ御右筆を以上ル

下田表へ組同心共差遣候儀申上候書付

井戸 対馬守

伊沢美作守殿

井戸 対馬守

下田ニ於て召捕置候吉田寅次郎・渋木松太郎事早々受取、吟味致し可申上旨、被仰渡候ニ付、為召連組廻同心大八木四郎三郎・山本啓助今暁出立申渡、尤卒示無之儀〔マ〕無之様、厳重手当申付候、此段申上置候、以上

四月四日

井戸 対馬守

下田ニ於て召捕置候吉田寅次郎・渋木松太郎事早々受取、

一金貳拾兩 異国舟渡来一件ニ付、豆州下田表迄罷越

候路用意金とも

一金拾兩 同断ニ付、召連れ候道案内・飛脚八人御

入用

右者为御入用受取申候、以上

大八木四郎三郎

山本 啓助

手先之もの、浅草政吉・深川平吉・霊岸島亀吉・茅場町半次・亀島源四〔次カ〕郎召連、平常雇賃、連行候節者二匁五分、今般ハ異船御用之儀ニ付、浦賀御用之通、一人日々五匁ツ、差遣ニ申候

御用

先 触

井戸対馬守組

大八木四郎三郎

山本 啓助

一 人足 七人

右者为御用、明四日晝七半時江戸出立、豆州下田迄出役いたし候間、書面之人足無遅滞可被差出候、以上

町奉行

井戸対馬守組

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

四月三日

品川宿より小田原豆州下田迄

宿村 問屋 役人中

四月四日 中食

川崎

泊 戸塚

同 五日 同

大磯

泊 小田原

追而上下九人罷越候間、泊・中食手当可被致候、下田迄之先触者、尚跡より可差出候、以上

〔采也〕
「四月五日小田原宿より出す」

御用

先 触

井戸対馬守組

大八木四郎三郎

山本 啓助

一 人足 七人

右者为御用、明六日出立、豆州下田迄出役致候間、書面之人足無遅滞可被差出候、以上

町奉行井戸対馬守組

四月五日

大八木四郎三郎

二九一

山本啓助
押切

四月十日下田町役人江相渡入、白木状箱入刻附帳相添候事

四月六日 中食 吉浜 泊 熱海
 同 七日 中食 網代 泊 八幡野
 同 八日 中食 稲太 泊 下田

追而上下九人罷越候間、泊・中食手当可被致候
 〔^{采惠}熱海今井半太夫方より差出ス〕

御注進状

大八木四郎三郎
山本啓助

松平大膳太夫家来

杉百合之助厄介之由

吉田 寅次郎

寅二十五歳

長州浪人

渋木 松太郎

寅二十四歳

御用
先触

町奉行組
役人

明七日中食網代にて相達候処、宇佐美中食ニ相成候間、此段尚申達候、上下人数九人ニ有之候事

町奉行井戸対馬守組

四月六日

大八木四郎三郎

山本啓助

候、以上

豆州網代村・宇佐美村

四月十日

大八木四郎三郎

問屋役人御中

山本啓助

右者被仰渡候通江戸出立、去ル八日豆州下田江着、同役奉行組頭黒川嘉兵衛へ引合、目籠其外用意出来候間、明曉右四人兩人并所持品等受取、下田発足、川支等無之候ハ、来ル十五日頃帰着可仕与奉存候、此段御注進申上

別紙御注進状、御用部屋へ御差出可被下候、以上

四月十日

山本 啓助

大八木四郎三郎

御当番様

追而別封同役共へ申遣候間、下番へ被仰付被下候様、
奉願候、以上

持田 勝之助様
三井 伴次郎様
成尾直右衛門様
片山吉郎兵衛様

御用向

大八木四郎三郎

山本 啓助

以手紙啓上仕候、薄暑之砌、弥御安剛被成御勤仕、珍重
奉存候、然者当月四日出立、無滞同八日下田へ到着、目
籠用意等いたし、明十一日別紙之通御注進状差出申候、

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

尤も雜物書類、本紙等私共持參仕候、写之趣、谷村氏、
秋山氏之内へ、為心得御差出し被下度奉存候、尚歸府、
万々可申上候、以上

四月十日

大八木四郎三郎

持田 勝之助様

三井 伴次郎様

成尾直右衛門様

片山吉郎兵衛様

尚々御月番故、御用多之与奉存候、折角御厭ひ被成、
御勤仕候様奉存候

^{〔朱書〕}
「下田町役人へ相渡し、受書取之」

御用
先触
町奉行組
出役

一男囚人二人

但繩懸、目籠二人

右持人足 四人

二九三

資料

二九四

一 雜物持 二人

一 宰領之もの 一人

右者明十一日晝七時豆州下田出立、江戸町奉行井戸村馬守御役所へ召連候ニ付、右人足・宰領之もの差出、無滞繼立、泊之番人手当可致事

一 無駕籠人足 四人

一 荷物人足 二人

右書面之人足も手当いたし、無遲滞可被差出候、以上

四月十一日

町奉行井戸村馬守組

大八木四郎三郎

山本啓助

豆州下田より先々

押切

東海道三嶋宿より品川宿迄

宿村問屋役人中

四月十一日 梨本 中食 湯ヶ嶋 泊

同 十二日 大江 中食 三嶋 泊

同 十三日 箱根 中食 小田原 泊

同 十四日 平塚 中食 程ヶ谷 泊

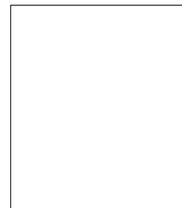
同 十五日 川崎 中食

追而川々渡場等、無差支様可取計候、尤囚人宿同宿ニ而

も、又々手近之場所ニ而、手当可有之

一 上下九人罷越候間、泊・中食手当可有之、此先触品川宿ニ而可差戻候事

西ノ内紙



差上申一札之事

長州出生

吉田 寅次郎

二十五歳

渋木 松太郎

寅二十四歳

右之もの共、繩付之仮私共へ被成御預、奉預候、番人等嚴重ニいたし、取逃し候歟、異変之義有之候ハ、何様之越度ニも可被仰立候、為後日預書付、仍如件

寅四月

町御奉行井戸村馬守様御組

大八木四郎三郎様

山本啓助様

西ノ内紙

覚

何村
何町

誰

名前八人略之

交代之分与も

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

上 右名前之もの共囚人不寝番差置、并宿役人相添申候、以

寅四月 日

問屋
年寄

^{〔朱書〕}四月十五日夕八時過、御役所へ出ル、御逢有之

書上

在方出役

大八木四郎三郎

山本啓助

松平大膳太夫家来

杉百合之助厄介之由

吉田 寅次郎

二十五歳

長州浪人

洪水 松太郎

二十四歳

右者被仰渡候通豆州下田表おるて受取、右兩人召連、今

二九五

資料

日歸府仕候、且ツ別紙下田奉行支配組頭黒川嘉兵衛方へ
差出候囚人并雜物請取書写相添、此段申上候、以上

在方出役

四月十五日

半紙帖

吉田寅次郎外一人所持雜物共請取書

松平大膳太夫家来

杉百合之助厄介

吉田 寅次郎

寅一千五歳

長州浪人

洪木 松太郎

寅一千四歳

所持雜物

一 横文之書付

三枚

一 横文字書付

一枚

一 同和解書付

老通

一 異人へ出候筆談書付類

二通

一 佐久間修理詩作

老通

一 洪木松太郎所持日記

老冊

但反古とも

一 大小

二腰

内 革柄大小

老腰

半太刀造刀

一本

合口拵短刀

一本

小刀柄とも

二本

算

老本

一 紙入

老

内 印形

老

鉄小柄

一本

小刀

一本

箸

一膳

磁石

老

地球図

一枚

小本

一冊

錢四十八文

竹物指	一本	丸葉 三包	内錫入	二
同		さらし木綿下帯		三筋
内 銭入	壹	紋付帷子	壹	但シ紋瓜之内万字
百文銭	四枚	紋付縮單物	壹	但シ紋同断
四文銭	壹枚	紺木綿割羽織	壹	但し裏秩父絹
小本	壹冊	御納戸色木綿割羽織	壹	但裏同断
反古	貳枚	上田縞古小袖	壹	
鏡	壹面	但裏花色秩父半しり黒八丈	袖口同断	
干飯 少々		茶色古帯	壹筋	
本 拾三冊		小倉木綿立付袴	壹	
内 四冊 横文字書		紙合羽 但白米一升斗包有之	貳	
折手本	四冊	紙包煙草	壹	
三ツくし	三枚	木綿花色風呂敷	壹	
筆	二本	紺うんさい木綿袋	壹	
手拭	一筋	銅矢立	一本	内筆一本入
白木盃	二	四文銭		廿四枚
鯉節	二本	右之者共御引渡ニ付、前文之通雜物等も御取上被置候分、		
繪図	二枚	書面之通受取申候、以上		
紺足袋	壹足			
するめ	二把			
古扇	壹本			

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

寅四月十日

井戸対馬守組同心
大八木四郎三郎
山本啓助

二九七

当番方へ出ス

囚人

名前書

大八木四郎三郎
山本啓助

松平大膳太夫家来

杉百合之助厄介之由

吉田寅次郎

二十五歳

長州浪人

渋木松太郎

二十四歳

右之もの共儀、豆州下田表より召連申候、以上

在方出役

四月十五日

大八木四郎三郎
山本啓助

雑物書

一二 拵付大小

二腰

内

一 其外略之

右之通御座候、以上

書上へ添へ差出ス

上

当月十日

囚人吉田寅次郎外一人引渡候節、出役名前

御徒目付

中台 信太郎

浦賀奉行組与力

田中 廉太郎

同組同心

菊地 森之助

右之通立合之上、受取申候、以上

寅四月

大八木四郎三郎

山本啓助

注進状差出候間、定而御承知与候得共、御報旁書中如斯御座候、以上

四月十三日

井戸対馬守組

持田 勝之助殿

同組御用出役

三井 伴次郎殿

大八木四郎三郎

成尾直右衛門殿

山本 啓助

片山吉郎兵衛殿

御用向

持田勝之助様

外略之

山本 啓助

大八木四郎三郎

当月十日御差立之御状、今十三日小田原ニ而拝見仕候、

各様弥御安康被成御勤仕、珍重御儀奉存候、然ハ私共帰着前々日御承知被成度趣、懸り磯貝・松浦両氏より御談有之、伴次郎様御用御伺之節、御逢候而委細被仰含候義も有之趣、先般御固メ大名衆之内、松代家より手当、御呼出之ものも有之由、右者当時揚屋入被仰付候もの、右

一件之内、定而佐久間修理と奉察候、帰府前夜、手先之ものを委細被仰付候趣承知仕候、道中山道斗ニ而都合不宣候間、今日者小田原止宿、明晝出立、程ヶ谷泊り、明後十五日川崎中食、江戸着可仕与奉存候、可成丈昼後八時頃御役所へ召連候心得ニ御座候、去ル十日彼地より御

御端書之趣承知仕候、先以いづれも無事罷在、囚人も兼々御大禁之義決定いたし居、且長州家之身寄も有之、道中筋ニも、上下往還ニ同藩様之もの見懸け候趣にて、殊更下田出立之晝杯、甚た心配之事も有之、夫故精々日夜無油断、嚴重ニ人数等相加へ候得共、別而御沙汰の囚人、心配仕候義ニ御座候、尚帰府万々可申上候、御月番にて嚙々御多用を察候事

此書面吟味掛へ心得迄差出ス

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

二九九

乍恐以書付奉申上候

一 豆州加茂郡岡方村惣吉奉申上候、長州様御家中吉田寅次郎・洪木松太郎御兩人、去月十八日より廿五日迄止宿被致候哉之義、御尋ニ付奉申上候、止宿中、別段相変候義一切無御座候、尤も兩日他行も有之候、荷物之義者、一切預り置不申候、且又旅籠錢之義者、金壹分貳朱と錢百文請取申候、右申上候処、聊相違無御座候、以上

江川太郎左衛門御代官所

豆州加茂郡

岡方村

嘉永七年

寅四月十日

町御奉行

井戸対馬守様御組

大八木四郎三郎殿

山本啓助殿

惣吉印
組頭七平印
名主藤十郎印

伊勢守殿〔朱書〕
「江黒沢正助を以上ル」

吉田寅次郎外一人義ニ付申上候書付

井戸 対馬守

松平大膳太夫家来

杉百合之助厄介

吉田 寅次郎

長州浪人

洪木 松太郎

右之もの共下田ニおゐて召捕置候間、早々受取吟味可仕旨、御沙汰之趣を以、去ル四日組同心兩人出立申付候処、昨十五日召連帰府仕候間、一通相尋候上、牢屋敷預ケ置申候、此段入御聴〔カ〕置候、以上

四月十六日

井戸 対馬守

一 銀三百六十匁 此金六兩

一同百十五匁

此金壹兩三分二朱ト

二匁五下

日数十二日分路用
目籠二挺、雨具・増繩・

蒲団買入代与も

〔朱書〕
「寅四月十六日」

一同四百七十匁

格別被仰渡候囚人ニ付、

寅四月

大八木四郎三郎印

此金七兩三分

増番人并宿々非人頭へ遣

山本 啓 助印

し候手当、且道中人數多、

賄方御入用与も

一同十五匁

下田港絵図急速為相認候

ものへ手当

メ金拾六匁

賄方御入用与も

右者私共浦賀御用中帰中、豆州下田へ滞船之異船へ乗

込候松平大膳太夫家来杉百合之助厄介吉田寅次郎外一

人、嚴重ニ召連候様被仰渡候間、出立之節、為御入用

金式拾兩御渡被下候処、書面之通遣扨候間、殘金四兩

返納仕候、以上

大八木四郎三郎印

寅四月

山本 啓 助印

一銀四百八十匁

道案内・飛脚八人

此金八兩

日数十二日分

右者豆州下田港ニ滞船之異船へ乗込候松平大膳太夫家

来杉百合之助厄介吉田寅次郎外一人召連候節、道案内

・飛脚之もの八人、先達而御入用与して金拾兩御渡被

下候処、書面之通相渡、殘金二兩返納仕候、以上

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

林 大学頭 様	黒川 嘉兵衛
石 土佐守 様	中台 信太郎
伊 美作守 様	
鶉 民部少輔様	

以御用状申上候、然者今朝御用状を以申上置候对馬守様

御組同心大八木四郎三郎・山本啓助兩人、去ル八日夕当

地着、同九日朝、松平大膳大夫家来杉百合之助厄介吉田

寅次郎・長州浪人洪木松太郎一件談判仕、証拠取書類者

私共より直ニ引渡、并柿崎村名主・年寄共へ預置候雜物

類ハ、与力合原猪三郎・同心差遣、御小人目付立会引渡

仕、今日日申刻、囚人兩人共、与力田中廉太郎・同心差

遣、中台信太郎立会、下田領柿崎村名主・年寄共より受

取、四郎三郎・啓助江引渡相濟申候、右ニ付、明十一日

曉六時当地地出立、天城山より箱根路通、江戸表江召連候

趣申聞候、右寅次郎・松太郎兩人并証書・雜物類引渡、

受取書取之、写差上申候、御落手宜取計可被下候

一伊 美作守様江黒川嘉兵衛より自書一封差上候
右之趣可申上如斯御座候、以上

寅四月十日
申ノ下刻出ス

中台 信太郎印
黒川 嘉兵衛印

林 大学頭 様
井 对馬守 様
石 土佐守 様
松 河内守 様
川 左衛門尉様
伊 美作守 様
鶉 民部少輔様
塚 藤 助様
竹 清太郎 様

^(朱書)
二下田表ニ而一通尋有之候節之口書一

松平大膳太夫家来

杉百合之助厄介

吉田 寅次郎

寅二十五歳

右寅次郎義、家祖以来軍学師範之家へ出生、幼年より兵

学熱心、拾ヶ年之限ニ而兵法執行之為メ、先年中国元発足、所々遊歴いたし、於江戸表ハ真田信濃守家来佐久間修理門弟ニ相成、軍学・炮術・蘭学相まなひ、去丑年六月、亜米利加船浦賀湊へ渡来、不穩ニ付、異国之状態審ニ辨へ候所、国家之急務与存付、勘考いたし候ニ、異船へ乗組、五大州中研究之外ハあるへからず、乍然御大禁之義ニ付、身を捨て策を行ふにしかじと決心いたし、竊ニ異船乗組、地球実験之上立辰、具ニ言上、ひとへに皇国之御為ニ可致与覚悟を極め、師範修理与も計り、困苦之折柄、魯西亜船四艘長崎表江渡来ニ付、魯人へののみ竊ニ乗組、異国江可相渡与、去丑九月中、老人ニ而長崎表ニいたり、種々周旋候得共、宿意を不遂、空〔虚カ〕敷江戸ニかへり、桶町河岸に住宅浪人儒者鳥山俊三郎方へ寄宿、勤学中、此度亜米利加〔船脱カ〕渡来ニ付、宿意を遂度、同寄宿洪木松太郎与申合、当三月五日程ヶ谷宿ニ出、同七日夜、神奈川宿より漁船をやとひ、横浜村へ渡海之節、竊ニ亜米利加船へ近付呉候様、船頭江たのみ候得共、不承知ニ而、無余義と、まり、横浜村御固真田信濃守宿陣詰合佐久間修理相尋、異船近寄之策相計候所、同人知音浦賀同心吉村一郎義、神奈川宿升村屋ニ旅宿いたし居候ニ付、相越可頼旨、修理より一郎へ之内状認呉、

神奈川へ立戻、同人相尋候ニ、浦賀表引払後ニ付、同所廻船問屋三郎兵衛をたのみ、異船へ水積送之御船へ乗組相計候得与も、宿意を不遂、其内ニ異船豆州下田湊へ相廻り候趣ニ付、同十三日程ヶ谷宿発足、同十八日下田ニ至り、岡方村宗吉方止宿、同夜異船之容子見聞、同廿五日岡〔方脱〕村より逃去、柿崎村ニ至り、途中武山下ニ於て三人之異人ニ往会、兼て兩人申合、外国渡海依頼之主〔旨カ〕趣認置横文ニ通・和文壹通、於路傍右三人へ竊にハたし〔渡ノ意カ〕、同廿七日日暮方柿崎村ニいたり、同夜五時頃同村浜辺辨天堂ニ入、夜更相待、九時頃最寄繋留在之伝馬船奪取乗、蒸気船ミシセスシツピト乗入、外国同伴頼候得与も、わからざる趣を以、横〔註漢頭漢〕后文参照、原本漢ノ書込有リ〕文字書付差出、蒸気船ホウハツタンへ相越し候様、異人共手真似を以示し候間、兩人ともホウバツタンへ乗込候、異人立出、乗来りたる伝馬船を突戻し、日本通詞ウリヤムス立出、姓名相尋候間、兩人共後患を計り、廿五日遣置書面ニ認たる偽名相答候得者、承知之様子ニ而引籠、無程右書面持出、同人申聞候者、其方共之願立、使節ニおゐても欲〔カ〕ハしく、尤に著存候得共、於横浜日本天下と亜米利加之天下与定約も在之、追而互三通路ひらくる上者格別、此節内々ハ連

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

かたし、乍併下田へ至り、黒川嘉兵衛之免状受取参り候ハ、連行べし、左なき時者、迎も望不叶との断ニ付、然者兩人共船中ニさし置、使節より懸合呉候様歎〔カ〕候得共、不聞入、バツテイラを以可送上陸候様申聞候間、無余義同夜晩方異船を放し〔レカ〕、柿崎村浜辺へ上陸、同廿八日朝無余義無刀ニ而須崎村ニ至り、乗捨候伝馬船穿鑿之事、内々村役人へ頼候へ共、用向を以断ニ付、無余義柿崎村ニ至、村役人共へ内々頼候得者、右者今朝同村内字渡鳥浦へ伝馬船老艘流寄、内ニ腰もの、其外品々有之、難捨置、下田御用所へ出訴洛候間、最早内分ニ者致しかたき旨断ニ付、何卒右品々取もとし、内々ニ而事濟ニいたし度与、種々懸合候内、御呼出ニ相成、段々御糺ニ付、前書之通心底不包申上候、尤も三月五日以来、始終松太郎与一緒ニ相計、奔走いたし候ニ相違無之旨、申立候

長州浪人

洪木 松太郎

寅二十四歳

右松太郎義者、松平大膳太夫領分長州萩積り町町人金子茂兵衛子ニ而、大膳太夫足輕金子馨繫〔カ〕之助養子ニ相成、去丑十二月中出奔いたし、江戸桶町河岸住宅浪人

儒者鳥山俊三郎方へ寄宿後、素同国之義、寅次郎とハ別懇ウツクいたし、異国之義語り合、ウツク当分之急務彼を知るニ有と一途ニ存込、当三月五日寅次郎同様俊三郎宅発足、諸事寅次郎指揮ニ随、奔走周旋いたし候趣申立候、寅次郎申口与聊カも脱カ相違之廉無之候

右者私共出席、与力・同心・御小人目付罷出、忝人宛呼出し相糺候処、前書之通聊相違之申口無之候間、一通尋之上、下田町柿崎町〔マ〕村役人共へ改而預ケ申付之候

一前書之始末、異船へ糺方之儀、去月廿八日近藤良次差遣、御目付方立会、通詞官ホツテメンへ直接相尋候得共、一向取留たる挨拶無之旨、良次立戻申立、無程ホツテメン上陸いたし候ニ付、尚又於御用所同人へ相尋、ケばかりの事語り呉れぬとハ、兩國和親の詮もなく、疎隔の至り也与、いわせ候得者、然者使節へ申聞、可及挨拶巨ニ而立戻、同廿九日朝同人上陸に付、於御用所私共応接相尋候得共、何分発揮与挨拶いたさず、強而事をまきらし候間、詰問致し候共無詮、一反〔端カ〕仕出し候事ハ、無間違にも不構押拔風習の異情ニ付、此節柄右尋より彼ニ不穩之名を得候事様の義、出来いたすべくも難計与勘弁いたし、其後相尋不申候

差上申書付之事

一当村九右衛門所持之伝馬船、昨廿七日夜当浦弁天脇ニ繋置候処、何江流出し候哉、今朝ニ至行衛相知不申候ニ付、所々相尋候処、宗渡字鳥浦ニ流寄候故、不取敢乗込候処、大小其外別紙之品々有之候ニ付、早速浦方御用所へ御訴申上候、然処、長州様御家来中之由ニ而、兩人被相越、右品物ハ昨夜拙者共異国船へ罷越候節、伝馬船へ取残候品故、内々ニ而相渡具候様被申聞候間、浦方御用所へ御注進申上、御吟味相請候由相断候得共、兎角受取度旨被申聞、夜中迄村方ニ被罷居候ニ付、右之段尚又御用所へ御訴へ申上候処、御出役之上兩人共御召連被遊、兩人所持之品物不残村方へ御預ケ被仰付、承知奉畏候、右始末御糺ニ付奉申上候、以上

豆州柿崎村

嘉永七寅年

年寄 弥兵衛 印

三月廿八日

同 清吉印

同 權藏印

名主 平右衛門印

御出役

御役人衆中様

差上申御預書之事

〔采書〕

大小 式腰以下 廿九点 預書
前記アリ省略

異国船への密書

象山先生送別詩

洪水松太郎之日記

〔采書〕

異人へ贈ル密書三通ノ内 漢文

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

日本國江戸府書生爪〔瓜〕中萬二・市木公太呈書

貴大臣各將官執事、生等賦稟薄弱、軀幹矮小、固自耻列士籍、未能精刀槍刺擊之技、未能講〔練カ〕兵馬鬪争之法、汎々悠悠々玩暢歲月、及誹支那書、稍聞知歐羅巴・米利幹風教、乃欲周遊五大洲、然而吾國海禁甚嚴、外國人入内地、與内地人到外國、皆左〔在〕不貸之典、是以周旋〔遊カ〕之念勃々然、往來於心胸間、而呻吟歎跽、蓋亦有年矣、幸 貴國大軍艦連橋來、泊吾港口、為日已久、生等熟〔觀脱カ〕稔察、深悉 貴大臣各將官仁厚愛物之意、平生之念又復觸発、今則斷〔然脱カ〕決策、將深密請託、假坐 貴船中、潛出海外以周遊五大洲、不復暇〔云〕顧國禁也、願 執事辱察鄙衷、令得成此事、生等所能為百般使〔役脱カ〕帷〔惟カ〕命是聽、夫跛躄者之見行走者、〔行走者脱カ〕之見騎乘者、其意之歎〔歎〕羨如何耶、況生等終身奔走、不能出東西三十度、南北二十五度之外、以是視夫駕長風凌臣〔巨カ〕濤、電走千萬里〔里カ〕、隣交五大洲者、豈特〔特カ〕跛躄之共行〔行走カ〕、共走〔行走カ〕之與騎乘之可譬哉、 執事幸垂明察、許諭〔諾カ〕所請、何惠尚之、但吾國海禁未除、此事若或傳播、則生等不徒見追捕、勿斬立到無疑也、事或至此、則傷 貴大臣各將官仁厚愛物之意大矣、 執事願許所請、

三〇五

又當為生等委曲包隱至開帆時、以令得免劓斬之慘、至若他事〔年カ〕自歸、則國人亦不心〔必〕追窮往事也、生等言雖粗暴、意實誠確、執事願察其情〔憐脱カ〕其意勿為疑、勿論為拒、萬一・公太同拜呈

日本嘉永七年甲寅三月三〔三〕日

別啓

本書中所開烈〔列カ〕懇請、生等思之累日、多方求策、〔在横濱脱カ〕曾欲做尚〔商カ〕漁船隻、乘晴〔暗カ〕夜進〔近カ〕貴船、而地方巡邏甚密、除官船外、一切不許進〔マ〕近前、為之踟躕〔脱文有ルカ〕、因願貴大臣各將官合議許允所請、則明夜以初更號礮為約發脚船一隻、至于横濱應接舖以東二十許町海岸絕危無人家處見邀生等、生等因〔固カ〕應先約到該地等待點火、為信切祈約信無違〔マ〕副生等所望

三月五日

〔采書〕
「前同断」

本書中所聞烈懇請、生等思之累日、多方求策、在横濱曾欲做商漁船隻、乘暗夜進貴船、而地方巡邏甚密、除官船外、一切不許進前、為之踟躕、開〔聞カ〕貴船而未此地、

先期來待〔待カ〕、欲掠一小舟以近貴船而未能、周〔因カ〕願貴船各大員合議、許允所請、則明夜人定後、發脚船一隻、至柿崎村海濱無人家處見迎〔邀カ〕生等、々々因應先約到該地相待、切祈約信無違副生等之所望

〔采書〕
「異船ニ而異人へ出ス 筆談之片紙」

吾等 欲往 米利幹君 請之
何船 大員

甲寅三月廿七日

〔采書〕
「ミスセスツベよりホウハタンへ兩人より送ル横文」

ポウハタン 船看板詰之士官江

日本人兩人、ポウハタン 船江参度趣にて、此船江相越し候、何用有之而之事ニ候哉、不分明ニ候間、右兩人共御許ニ差送候

看板詰之士官

刀、刀、ブリューズ

〔采書〕
「異人へ送ル三通之内、此文不殘片仮名付」

吾等兩人、世界致見物度候間、御船江内々乗込せ呉れられよ、尤異国へ渡る事ハ日本之大禁ニ付、此事を日

本之役人共へ御話被成候而者甚当惑仕候

右之趣、御大将方御承引被下候ハ、明晩夜深て柿

崎村之濱辺ニ傳馬船一般〔艘カ〕御寄候而、御迎被

下候様奉願候

甲寅三月廿二日

市木 公太

瓜〔瓜〕中萬二

〔五七〕
一佐久間修理より吉田寅次郎へ送別詩作

送吉田義卿

之子有靈骨

雖則未語人

環海何茫茫

智者責投機

久厭蹙蹙羣

奮衣萬里道

付度或有因

五洲自為隣

歸來須及辰

心事未語人

孤鶴橫秋旻

送行出郭門

一見超百聞

不立非常功

身後誰能賔

象 山 平 大 星 朱印

三月五日夜五時ニ江府ヲ發シテ、保土ヶ谷宿ニ泊、六日

横浜ニ至佐久間ニ面会、共ニ策ヲ謀、夫ヨリ保土ヶ谷ニ

婦テ、夜復又横浜ニ至ル、然レトモ策不行シテ、此夜横

浜ニ泊

七日舟ニテ全〔金カ〕川ニ至ル、永島源吾ニ休息ス、舟夫

ト共ニ飲シテ、舟乗シ、異舩ニ進ンコト料レトモ不聞、

不得已シテ横浜ニ歸ル

九日金川ニ來リ、聞ハ異人上陸スト、奔走而横浜ニ至リ、

而レトモ不及策、已徐々模様ヲ察シテ、保土ヶ谷ニ歸ル、

夜金川台ニ至リ、又横浜ニ至ル、失策茫然而歸ル、夜七

時無余義保土ヶ谷橋下之店ニ宿ス、十日保土ヶ谷ニ歸ル、

來原・赤川相伴ニ金川ニ至ル、來原・赤川直ニ歸ル、吾

二人永島ト同宿テ、此大〔カ〕槻北村鯛屋ニ紛フ

十三日異舩大師河原之海浜ニ至ル、又八ツ時小柴ニ泊、

吾二人モ共ニ大師河原之海浜ニ至ル、遂ニ保土ヶ谷ニ至宿

ス

十四日戸塚宿ヲ過、鎌倉府ノ瑞泉寺ニ宿ス

十八日 晴 日出發大師宿至下田、行程八里

十九日至柿崎見異舩、々々近前至離陸四五町処泊焉、訶

〔訪〕黒川嘉兵衛、以公事辭不遇

二十日兩人共欲温泉、至連台寺村、申刻下田帰

廿一日 晴 卯時至連台寺村、聞異舩二艘辰時下田來、

又二艘未時來、吾二人酉時發連台寺至柿崎・横浜、異舩

不見而宿帰

但廿二日以来者いまた記無之候

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

三〇七

山本啓助日記

一暮六時頃小田原宿へ着、大和屋藤八方泊、問屋助左衛門・伊兵衛・人足肝煎佐五兵衛・仁左衛門罷出、肴至來、同所廻役、左之通之由、宿役人申聞ル

四月四日 申 朝雲 五時頃雨 昼より快晴 夕刻雲

一今朝七半時、政吉・平吉・亀吉・半次・源次郎とも召連、

大八木供徳藏・自分供清吉連出立、川崎宿五兵衛中食、

戸塚宿松沢屋亀太郎方泊

但、駕籠両掛持出し人足者、前夜新三へ申付ル

一同所ニ而差出候酒肴等者、領主より出候儀ニ付、問屋役人江者、今日者何も不遣候事
一 下田迄之先触出ス

同日 酉 朝雲 昼頃より快晴

戸塚宿より

同日 (マ、以下モ无) 快晴 昼頃小雨

一今朝七半時出立、藤沢宿より大八木・自分江ノ嶋弁天へ

参詣、同所右側四軒目讚岐屋八郎右衛門方へ立寄、亀吉

・源次郎召連、片瀬祖師へも参詣、駕籠人足ハ亀吉(マ)

藤沢宿へ先へ行申候、里数一り八丁、兩人駕籠賃六百二

十四文、大八木氏ハ讚岐屋ニ待、自分夫々参詣、見物仕

舞、同所ニ而清魚ニ而一同支度いたし、夫より大磯宿へ

八時過着、山城屋勝右衛門方中食、外之ものハ同所ニ而

待合ル

一藤沢宿ニ而、八州方太田源藏出役いたし罷在候ニ付、尋

面会、高部旧僕久藏出ル

一遊行寺并小栗古墓見物

町奉行

井戸対馬守組

大八木四郎三郎

山本啓助

上下九人

見ル、同村名主忠兵衛方中食

一吉浜村彦右衛門方中食、夕八時前熱海村へ着、今井半太夫方泊、同人方ハ湯本也、同人案内ニ而所々温泉見物ス

一同村春日明神社内ニ、木切口三間四方、十六抱之楠有之、右者安宅丸御船ニ切出候楠之由、夕七時過、八幡野へ着、同村播磨屋源兵衛方泊、村役人^次市右衛門^作

一熱海遠州屋兵右衛門方より楠細工品々買求、船廻しいたし候旨申聞候ニ付、其通相頼候、小網町二丁目伊藤忠助方へ相届キ候由、今井半太夫へ百匹茶代遣ス、同人方ニ

熱海 「一り半」 「八」上多賀「十八丁」

而度々温泉へ入、尤も別湯相仕立候、雁皮紙制〔製カ〕

下多賀 十八丁 網代 二り

候ニ付調、一帖四十八枚也、忝五トツ、

宇佐美 一り余 和田 一り

一明七日網代中食与、小田原より先触出し候処、熱海より

吉田 二り 「八」八幡野 一り 「一」

網代へ二りに而、余り中食早過候由、半太夫申聞候ニ付、

〔一〕内朱書、煩雜故記載せず、以下同様〕

熱海より宇佐美中食ニいたし候ニ付、右両村へ尚先触直

同 八日 朝雨 昼頃より折々晴 雨 夕刻快晴

し出ス

八幡野より

小田原 根府川

一今朝七半時出立、稲取村名主喜兵衛方中食、夕七時過下

長浜

田坂下町へ着、大石屋与七方旅宿、即刻旅宿いたし居候

同 七日 朝雲 昼頃より小雨 晴 夕刻雨

下田奉行支配組頭黒川嘉兵衛方へ罷越ス、面会、御頭御

熱海より

口上之趣与も申演、尚御徒目付・御小人目付・下田与力

一今朝六時過出立、網代まで罷越候処、同村役人取計ニ而、

等へ手札持参罷越ス

押送船一艘申付有之、宇佐美へ乗船、渡海いたし候様申

御徒目付 中台 信太郎

出候間、一同乗、網代沖ハ如何にも波荒く有之、召連候

御小人目付 前田 右太郎

内ニハ酔ひ候ものも有之、宇佐美へ着、此所湊之様ニ相

与力 近藤 良次

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

田中 廉太郎

三〇九

同心

合原 猪三郎

中村此右衛門

柴田 伸助

中田 佳太夫

小宮山喜太郎

中村 市之丞

菊地 森之助

田浦 福太郎

今西 宏 藏

山本 健兵衛

齊藤 惣之進

白田村 一り

「海辺石山難所」

見高村 「一り」

八ッ村 一り

白浜村 三十丁

岡方村 「」

下田町

「八」稲取村 一り

「川津」

浜村「此所船渡アリ」

縄地村「一り」

柿崎村 十七丁

同 九日 快晴 夜少々雷鳴有之

一柿崎村名主益田平右衛門方へ、自分召仕乳母親許ニ付、清吉遣し、煎茶壹斤為持遣

一九時過より浦賀与力合原猪三郎・今西宏藏・御小人目付

前田右太郎同道、柿崎村右平右衛門方へ罷越し、吉田寅

次郎・渋木松太郎所持雜物、立合之上、平右衛門方へ為

差出、受取之、年寄弥市・清吉・権藏・名主平右衛門与

も出ル

一右相済、大八木同道ニ而柿崎村海岸弁天へ參詣、下田町々

見物いたす

一下田町出張役人旅宿

一^{〔深書〕}黒川 嘉兵衛

中台 信太郎

前田 右太郎

坂下町 七兵衛

大工町 重五郎

原町 次右衛門

一下田町名主治兵衛・年寄清吉・半兵衛・久次郎来ル、治兵衛義ハ毎々御用向相達し候もの、由、囚人目籠ハ右治兵衛へ申付、十日迄ニツ拵候様申談、右代金壹両貳朱ト二十四文

一異船七艘、下田湊内、又ハ入口ニ碇泊いたし居、湊長三十町・巾十六町、小島ニツ有之、町数十八町、寺者十ヶ寺程有之

「八」赤 沢 「一り」 「八」大川村「一り」

「海辺」

「八」奈良本村 半り 片瀬村 五丁

近藤 良次

坂下町 孫左衛門

田中 廉太郎

大工町 源次郎

合原 猪三郎

同町 幸左衛門

通詞

堀 達之助

坂下町 次郎兵衛

中村此右衛門

中村 市之丞

大工町 伝兵衛

今西 宏藏

柴田 伸助

坂下町 三左衛門

込山 喜三郎

田浦 福太郎

大工町 七右衛門

菊地 森之助

御普請役元

中村 小太郎 中野町 吉兵衛

御普請役

内藤 平九郎

中野町 吉兵衛 隠居

同日

快晴

同日

一今朝五時頃、異船六艘ノ内、蒸氣二艘、外一艘相残、三艘辰之方へ向け出航いたす、是ハ松前へ参り候船也

一岡方村岡村屋惣吉方へ、去月十八日より廿五日迄、吉田寅次郎外一人旅宿いたし〔候脱カ〕趣ニ付、預り物等無之哉、且其節之様子等相尋、惣吉より始末書取之、尤も黒川嘉兵衛江も一応申談候上、取計いたす

一黒川嘉兵衛旅宿へ罷越し、囚人并雜物請取出ス

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

一下田町番非人源四郎へ囚人預ケ為之

一近藤良次・合原猪一〔マ〕郎旅宿へ来ル

一今夕七時過、御徒目付中台信太郎・浦賀与力田中廉太郎・同心菊地森之助立合、右非人頭源四郎方へ罷越し、囚人寅次郎外一人引出し請取、手先召連繩捉与も打替、尚又町役人へ預ケ置候姿ニ而、源四郎小屋内圈内へ入置、夜手先之もの見廻

一明曉出立之先触、町役人へ相渡ス、受書取之、黒川嘉兵衛・中台信太郎・菊地・柴田旅宿へ明曉出立趣申置

一江戸表へ御用状、刻附帳相添、申下刻出ス、是又受書取之

一込山喜太〔マ〕郎・今西宏藏来ル、合原より干魚至来、今西持参いたす、且其以前合原・今西へ彼是引合候ニ付、煙草入一箱ツ、遣ス

一非人源四郎へ金二朱手当遣ス

一昨日異船ホウハツタン柱上より下官落、相果候ニ付、柿崎村禅宗玉泉院へ葬候由

同日 快晴

下田より

一今曉七時出立、四半時頃梨本へ着、名主善左衛門方中食、

1045 法と政治 63 卷 4 号 (2013 年 1 月)

311

同人方至而旧家也、夕八半過湯ヶ島へ着、山崎屋与七方泊、囚人同宿

下田 「二り」 箕作「一り」

茅原野 二り

梨本 六り」 湯ヶ島 三り」

「此所天城山 難所」

一囚人番人人別書為差出、手先之もの兩人ツ、半夜代り、自分とも時々見廻ル

同 十二日 快晴

湯ヶ島

一今朝六時出立、立野川口屋与申茶屋之横道より半道人、修禪〔善〕寺湯治場、人々見物ニ行也、同所ハ浅羽屋与申宿屋宜敷よし、大仁村手前、大仁川船渡し有之、直ニ同宿山本屋恵助方中食、八半時過三嶋宿へ着、かちや十左衛門泊、囚人同宿、番人之もの前書同断之取計

一三嶋明神へ參詣

主野 「一り」 大仁「二り」

「小条バラ」

原木 二り」 三嶋

同 十三日 雲 昼後より晴 又雲 大風
三嶋宿

一今朝六時出立、箱根宿桔枝〔梗カ〕屋五左衛門方中食、御関所者根府川之通、手札宿役人より為差出、囚人ハ番所前へ居、自分与もハ直ニ相通り、改濟迄門外ニ待居ル、同所ハタ与申所より湯本見学ニ行よし、湯場も見物計ニ候得者、茶代二百文位遣ニ而宜敷由、夕八時過、小田原宿へ着、中松屋専助方泊、囚人同宿、番人前同様
一箱根御関番立木市左衛門方へ兩人与も罷越し、面会、土産銀壺朱遣ス

一自分与も通行之節、差出候様之同役文通、宿役人より受取、即刻宿次返書差出ス

一赤坂半七、南方御用ニ而伊豆辺へ罷越、同所旅宿に而面会いたし、尚箱根山ニ而一所ニ相成、江戸迄召連候事

同 十四日 未明より風雨六時頃 折々雨 雲

小田原

一今朝六時出立、平塚宿へ四時着、角田屋孫左衛門方中食、七時過程ヶ谷宿へ着、室崎屋金兵衛方泊、年寄四郎兵衛出ル、囚人同宿、番人前同様

一藤沢宿金川屋紋次・戸塚宿伊勢屋平左衛門御用弁之もの

一御徒目付新見吉左衛門・御小人目付高橋清八、下田表へ
罷越候事、御証文、馬二匹・人足二人・賃人足三人、御
小人目付御証文、馬老匹・賃人足二人・軽尻馬一匹
一保土ヶ谷宿道案内杉田屋初五郎・子分佐太郎逢遣ス
一手先五人へ二分二朱、酒代与して遣之

同 十五日 快晴

一今朝六時出立、神奈川亀田屋市五郎、通行之節出ル、川
崎へ四時頃着、徳次郎中食、庄七・芝徳・幸之助出迎
一京橋より駕籠両掛与も相返し、囚人召連、鍛冶場御門者
品川幸領之ものより申断、御役所へ八時過罷越ス
一御頭御逢有之、御懇命御沙汰有之
一同役并上役・親類等へ、無滞帰府いたし候届ニ罷越ス

吉田寅次郎外一人下田表より護送したる同心式人慰
勞賞金

伺 書
褒 状

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

〔左三行全文×印ニテ抹消〕

〔朱書〕
一寅九月

廿三日

九月廿四日

井戸対馬守

伊勢守殿

〔朱書〕中村又兵衛を以上、翌廿四日伺之

通御下知、立田弥助を以て御渡候

組同心御褒美之儀申上候書付

井戸 対馬守

井戸対馬守組同心

大八木四郎三郎

山本 啓助

一右者、西洋へ可渡与豆州下田港碇泊之亜米利加船へ乗入、
被送戻候始末露頭および、同所おゐて召捕置候松平大膳
太夫家来杉百合之助次男に而、厄介いたし居候浪人吉田
寅次郎外一人義、下田奉行支配向より受取、早々吟味仕

三三三

可申上旨、当四月三日被仰渡、尤御当地召寄方等卒示
 「率尔」之儀無之様可取計旨、別段御書取を以被仰渡候
 程之儀ニ付、同日右四郎三郎・啓助兩人方へ召連方申渡、
 御書取之御趣意嚴重ニ申付、即夜俄ニ旅装為仕、翌曉直
 ニ出立為致候処、被仰渡之趣厚く相心得、引連候小もの
 ・人足共江も別段手当いたし、増人等申付、其上寅四郎
 外一人義者、重キ

御国禁を犯候程之もの共ニ而、事を不遂内召捕り候儀ニ
 付、自然檻籠ニ而被差送候義を恥、断食・自裁等不慮之
 変事可及も難計与懸念仕、旅中休泊共格別嚴重ニ心付、
 夜中も代々之附添、緩急之取計を以慰勞いたし遣、無難
 ニ召連候故、犯科之次第も速ニ相決、殊ニ佐久間修理義、
 最初ハ申陳居候得共、右兩人申立之趣を以吟味詰候処、
 終ニ難押包有躰白状および、以後之御懸念も無之、御仕
 置筋相立候段、最前之御書取へ対し全く切相貫候義にて、
 右躰急速之場合、前段之通格別苦心仕、骨折ル義相違無
 御座、以来励之為ニも御座候間、出格之御褒美被下置候
 様仕度、此段厚奉願候

一但弘化二己年、鳥居甲斐元家来本庄辰輔事茂平治を
 長州おゐて召捕、召連候町奉行遠山左衛門尉組同心
 へ、為御褒美金七両宛被下置候、今般之義ハ、召捕

候訳に者無之候得与も、大切之囚人不一方骨折召連
 候義ニ付、同様之御沙汰御座候様奉存候」

以上

寅九月

井戸 対馬守

寅十二月廿日

対馬守殿直被仰渡

申渡

大八木四郎三郎

山本 啓助

西洋へ可渡与異船へ乗入候松平大膳太夫家来杉百合之助
 厄介吉田寅次郎外一人を、下田表より引連候途中、別段
 被仰渡之趣厚相心得、急速旅装致し、無滞召連骨折候ニ
 付、為御褒美金三両ツ、被下之
 右者阿部伊勢守殿被仰渡也

寅十二月

本冊子の紹介を兼ねて翻刻過程で疑問を抱いた事柄について、「下田蹈海失敗事件余話——人間松陰に迫る——」と題して、法制史学会近畿部会（二〇一二年一月二三日）に報告した。その内容を文章化することによって、本冊子の解題に替えたい。

吉田松陰等が外国へ行き見聞を得る事を望んで、開国を迫りペリーが来訪した機会を選び、深夜米艦に乗り組んだものの、拒まれて戻されたことが発覚して、国禁の法を破った事により下田の獄に収容されるに至ったことは、例えば徳富猪一郎『吉田松陰』（明治四一年初版・昭和一七年改版廿七版利用）では「蹈海の失敗」として特筆される（一一四頁以下）、松陰の一生にとつて大きな出来事であった。その松陰を受け取る為に差遣され、兩名を引取って北町奉行所迄護送した役人の一人が本冊子の筆者の山本啓助であった。「四月十日ニ至リ、八町堀同心二人迎へ二来ル……（中略）……江戸ヨリ我輩ヲ迎へ二来ル者、同心二人（山本啓蔵、大八木四郎三郎）、岡引五人ナリ」と名を誤記するが、松陰は「回顧録」の中で触れている（日本思想大系五四『吉田松陰』五四七～九頁・一九七八年、なお「回顧録」等の引用書として、前記徳富猪一郎『吉田松陰』・『吉田松陰全集』一九七四年復刻版をも参照した）。その

点で事件の翌年、萩に戻され、野山の獄中で執筆した「回顧録」（当然名の誤記のように記憶違いも発生するであろうし、渡海を目指していた時の思いと異なる感情の発生も考慮に入れる必要が生じる）と、事件直後に幕吏の立場から眺めた公私の記録では記載内容に相違が生まれることは当然であろう。その意味でこれ迄の吉田松陰研究を補完し、今後の研究に利用される事を念じて、本冊子を紹介する次第である。

本冊子の構成は、①冒頭表題は無いが、受取に出向く公的記録を置く。恐らく嘉永七（一八五四）年四月三日に老中阿部伊勢守正弘から北町奉行井戸対馬守寛弘に松陰等受取のための役人の派遣の下令が出され、同日に山本啓助他一名に出役が仰せ付けられ、直ちに路銀を受取り、また御用先触が途上の各宿役人等に出され、中食・宿の手配がなされた。翌四日同心二名・岡引五人・同心二人の各家僕一名宛の上下九人を出発、八日に下田に到着、浦賀奉行支配組頭黒川嘉兵衛と折衝する一方、一〇日には帰途の御用先触の手配を行い、一日には前日用意した本日出発して一五日には帰着する旨の注進状を北町奉行所へ差出す一方、嘉兵衛が松陰等から取った仮口書・松陰等が所持していた雑物をそれぞれ受取って、逆に嘉兵衛に囚人及び雑物の受

取書を差し出して、松陰他一名の囚人を縄懸けして目籠に入れて出発するに至った。重要人物を護送するというところで、各宿では不寝番を配置し、籠持人足には交代人員も付ける等警戒しながら、一五日予定通り帰府するまでの行動記録に関する公的書類を列記したものである。更に嘉兵衛に渡した②吉田寅次郎外一人所持雑物共請取書・囚人名前書（預かり証）の写しと松陰引き渡しの際に出役してきた浦賀奉行役人の氏名を確認の為に記載する。更に③一六日

付で北町奉行井戸対馬守寛弘から老中阿部伊勢守正弘宛の同心が囚人を召連れ戻ってきたので、一通りの尋問の上で牢屋敷に収容した旨の書付も収載している。また早速④必要経費の計算結果の路用覚を整理し、残金の返納を申し出ている。また⑤黒川嘉兵衛等から三奉行に対しての交渉経過・囚人の身柄等の引渡・同心の行動予定等の連絡の御用状も書写している。併せて黒川嘉兵衛が聴取作成した⑥吉田寅次郎・渋木松太郎仮口書、⑦四月一〇日付の松陰等に宿泊を提供した岡方村の者の書付や、三月二八日付の漂着した松陰等の雑物の返還に執着する松陰の態度に、持て余して役所に連絡を取ったとする柿崎村役人書付、没収した証拠書類の⑧渡航を目指して用意した「異国船への密書」（所謂「投夷書」の事）、⑨舟に残してしまつた師と仰ぐ

佐久間「象山先生送別詩」、⑩渋木松太郎日記（二二日以降の記載の無い事は惜まれる）、本冊子群の特色である⑪私的な記録である山本啓助日記、最後に⑫同心兩名への慰労賞金に付いての伺書、並びに三両宛賜給する褒状で終わる。公私共に常に行動等を記録に留める山本啓助が松陰の蹈海失敗の事件にも派遣されたことよって、此れまで余り知られてこなかつた幕府側の取組が相当明らかになることは喜ぶべき事である。

下田蹈海失敗事件前後の松陰等の行動を三月廿七日記・回顧録（大系本）によつて整理すると共に、幕府方がどのような把握したか、「下田一件調査報告書」（全集一〇巻）や本「出役書留」所引史料の記載内容と対比して眺め、事件の流れの概要を共有しておきたい。

三月 三日 渋木松太郎（金子重輔の変名）と約束した疾々夷国に渡り、その実情を探知したいとの決意が固まる

四 五日 藩邸で航海の志を伝えて借金したり、同志の送別を受ける

六日以降、投夷書を持って、横浜に滞在する事を知つた

師となる佐久間象山の宿を訪問

一〇日以降、夷船の動きにあわせ江戸や熱海・伊東を往來、各地に滞在

一八日以降、下田で夷船、特に夜間の動向に注意を払い観察、投夷書の浄書

二五日 小舟を盗み旗艦鮑廈旦（ポーハタン）号を目指すが波高く失敗

二六日 柿崎某所で宿

二七日 柿崎村で上陸の夷人に艦隊への訪問の書簡を渡す〔仮口書では異人三人に路傍で渡した日を二五日とする〕。蓮台寺村で入湯後、午後四時頃出発、午前二時砂上にある漁舟を押し出したが、櫓杭が無いため禪、次に帯で縛り浮かべることに成功、ミシッピー号に接舷、米国行を希望する漢文書付を示すも、手真似で旗艦に行くよう指示を受け、やっと旗艦外面に辿りつくが、波の為にぶつかるので、乗員が押し出そうとした。この為に兩人共夷船梯子段に飛び乗ったのは良いが、結果渋木の刀や雑物を積んだまま漁舟は流れ去った。出てきた日本語通訳のウリヤムスに訪米の意を述べるも、両国往來の交渉中であ

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

り認められずとのペリーの意が伝えられ、結局ボートに乗せられて帰され、計画失敗に終わる。全集一〇巻五四頁では、柿崎村で異国船に連れ渡るように頼むも、拒否されたので、沖に繋ぐ伝馬船迄泳ぎ、竇板で夷船に漕ぎつけたとする。また仮口書では「伝馬船奪取」とする

二八日

柿崎村名家を訪れ、善処を求む（流された小舟に残した荷物の返還を求めめる意）。夜には同心が来て相伴い船で下田番所に赴き、与力の糺しを受け、「国家ノ為」の大策を立てるべく渡航を目指した意図を述べ、「万死自ラ分トス」と強調する。全集五五頁では、伝馬船不明のところ、トトリに流れつくが、中に品々あり、既に役所に届け出て見分済であり、役人も出張してくるので、長居不要と説得するも、「逃げ隠れ卑怯」と言い張るので連絡し、番所に引き立てられたとする。なお徳富年譜一〇頁では「自首して縛に就き」とする

仮口書に依ると、数日後、浦賀奉行支配組頭黒川嘉兵衛の糾明を受け、投夷書・象山ノ送別詩を示され、具に経緯を陳述するとする

三一七

但し以上の経過を伝える各種の史料の間で表記内容に差異が検出され、松陰像をどのように描写すべきかの点で困惑させられる箇所が幾つか出現する。列記する。

① ウリヤムスへの評価（大系「三月廿七夜記」五六三頁以下）

乗艦後暫くして「其内日本語ヲシルモノ、ウリヤムス出来ル。因テ筆ヲカリ、米利堅ニユカント欲スルノ意ヲ漢語ニテ認メカク……事前に渡した書簡を持ち出し……ウリヤムス云、此事大将ト余ト知ルノミ、他人ニハ知ラセズ、大将モ余モ心誠ニ喜ブ……開国の条約を結んだばかりで、遠からず日本人も米利堅に来る事も可能になると説得する中で……吾等云、吾夜間貴船ニ来ルコトハ国法ノ禁ズル所ナリ、今還ラバ国人必吾ヲ誅セン。勢還ルベカラズ。ウリヤムス云、夜ニ乗ジテ還ラバ国人誰カ知ルモノアラン、早く還ルベシ、此事ヲ下田ノ大将黒川嘉兵衛知ルカ、嘉兵許ス、米利堅大将連テユク、嘉兵許サヌ、米利堅大将連テユカヌ、余云、然ラバ吾等船中ニ留ルベシ、大将ヨリ黒川嘉兵衛ヘカケヤイ呉ルベシ、ウリヤムス云、左様ニハナリ難シ、ウリヤムス反復初ノイフ所ヲ云テ、吾ガ婦ヲ促ス、吾等計ニ違イ、前ニ乗棄タル舟

ハ心ニカ、リ、遂ニ帰ルニ決ス、ウリヤムス云、君両刀ヲ帶ルカ、曰、然リ、官ニ居ルカ、曰、書生ナリ……書生の意、両親の有無、事前に自分を知っていたか、渡米の目的等を探ねられ、逆に「広東人羅森」の所在を探ねる等、色々会話を重ねた上で、ウリヤムスは「所々乗行テ君ガ舟ヲ尋ネヨ」と言ってくれたので、「一拝シテ去ル」ものの、「船頭直ニ海岸ニ押付、我等ヲ上陸セシ」めた点不満が残った模様である……夜ハ明ケヌ、海岸ヲ見廻レドモ我舟ミヘズ、因テ相謀テ曰、事已ニ至此、奈何（トモ）スベカラズ、ウロツク間ニ縛セラレテハ見苦シトテ、直ニ柿崎村ノ名主ヘ往テ事ヲ告グ、遂ニ下田番所ニ往、吏ニ対シ囚奴トナル、ウリヤムス日本語ヲ使、誠（ニ）早口ニテ一語モ誤ラズ、而テ吾等ノ云所ハ解セザル如キコト多シ、蓋シ渠ガ狡黠ナラン、是ヲ以テ云ント欲スルコト多ク言得ズ

cf 下田表ニ而一通尋有之候節之口書（出役書留303頁）
其方共之願立、使節ニおゐても欲ハしく、尤に者存候得共、於横浜日本天下と亜墨利加之天下与定約も在之、追而五ニ通路ひらくる上者格別、此節内々ハ連かたし、乍併下田ニ至リ黒川嘉兵衛之免状受取参り候ハ、連行べし、左なき時者迎も望不叶との断ニ付、然者兩人共船ニさし置

使節より懸合呉候様願候得共、不聞入、バツテイヲを以可送上陸候様申聞候間、無余義同夜眺方異舩を放レ、柿崎村浜辺へ上陸、同廿八日朝無余義無刀ニ而柿崎村ニ至り、乗捨候伝馬舩穿鑿之事内々村役人へ頼候へ共……後略……

乗艦後、松陰がウリヤムスに渡米を願うも、幕府の許可が得られるならば許可すると婉曲的に拒否する遣り取りは、直後に黒川嘉兵衛が作成した仮口書も、翌年執筆の「三月廿七夜記」も同内容であるので、その会話が交わされたことは事実であると考えられる。その後、「三月廿七夜記」は諦めて戻る気持ちになった折りに、ウリヤムスから質問があった際、松陰は応答しており、逆に松陰の方からも質問する等、両者の会話は友好的であったと見做される。「三月廿七夜記」の退船後、捕らえられる迄の行動の記述には問題があることは大系本頭註も触れる通りであり、柿崎村庄屋の証言から事実と異なった記述と認められる。続く「ウロツク間ニ縛セラレテハ見苦シ」と潔く自首した如く表現（恐らく徳富の上述「自首して縛に就き」の年譜はこの記述に基づこうが、記載内容の信頼性の検討に不十分な点が残ったことは惜しまれる）と、艦上での「今還ラバ国人必吾ヲ誅セン」との仁義心（徳富前掲書一二七頁）に

訴える発言と比較すると、時間の経過に伴う不整合が発したと受け止められる。その直後に突然語調を変えて、「ウリヤムスは日本語を使うが、早口であるものの、一言も誤りが無い。しかし我等の言うことは分からないような（振りをする）ことが多い、結局彼は狡猾なのであろう。このために自分の言わんと欲していた事は多く言い得なかつた」と論難する。

この最後の文章を取り上げて、河上徹太郎氏は『吉田松陰』（二二〇頁・一九六八年）で、「関り合ひになるのを面倒がり、言葉も半分分らない振りをして強制的に離船させたい」と解する。だが先に眺めた如く、艦上でのウリヤムスの松陰への接触の仕方は、事前に乗艦してくる事を予想して、認められない事は譲られないと一貫しつつ、将来を期すよう説得を重ね、ウリヤムスが会話しえない下級武士の生き方を尋ねる等、友好的な会話を交わしていたと「三月廿七夜記」の前半を読む限り認められる。正しく「貧弱な資料と悪条件の中で、外国の事情を察知すべく体当りで、全人的に、実践的にぶつかってゆく」（河上掲掲書一一八頁）姿を見いだす事が出来る。只次の来日の時期を問われ、若干言いよどむが、これはウリヤムスの関与しうる問題では無く、又離船後の扱いも予定していた事と異

なつた点はあるが、この二点から上述の論難とは結びつかないように思われる。むしろペリー達是不審な行動を取る松陰等に困惑し、一時期「米国人の誠意の如何を試んが為めの謀計に出でたる者ともせられん」（徳富前掲書一三〇頁）と締結条約破棄の手段として幕府が送り込もうとする者ではないかと疑いを持つ程であった。従つて求めても実現不能の無理である事を承知の上で出国の合法手段を取るようとした意図は明白であり、ウリヤムスも彼等の「懇請」を「且つ慰め且つ諭しつつ堅く拒絶」の意を伝える職務を貫いたのである。そこ迄回顧する余裕を獄中でも持てなかつたのであろうか。退船後の行動、特に潔く自首した如き表現等の事実と異なる脚色の後に続くウリヤムスへの「狡黠」の評価も獄中で思い至つたと考えられる。

② 柿崎村庄屋への折衝（大系「回顧録」五四七頁）

廿八日、柿崎村名主ノ家ニ往キ、其所由ヲ陳ジ、且善ク是ヲ処セシム、夜同心某来ル、相伴テ舟ニ登リ、下田番所ニ往ク、与力等吾ヲ糺ス

（大系「三月廿七夜記」五六五頁）

夜ハ明ケヌ、海岸ヲ見廻レドモ我舟ミヘズ、因テ相謀テ

曰、事已ニ至此、奈何（トモ）スベカラズ、ウロツク間ニ縛セラレテハ見苦シトテ、直ニ柿崎村ノ名主ヘ往テ事ヲ告グ、遂ニ下田番所ニ往、吏ニ対シ囚奴トナル

cf 下田一件調査報告書（全集一〇巻・五五頁）

翌二十八日朝四ツ時比又々柿崎へ罷り帰り、名主平右衛門所へ参り、右伝馬相尋ね呉れ候様相頼み候所、平右衛門申分に、折角当浦の伝馬壹艘相見えざるに付き、所々相尋ねさせ候所、トトリと申す所に流れ居り、改め見候へば船中に品々積み之れあり、此の節の儀に付き、其の儘差置き難く、其の段御役所へ相届け、御見分の上村役所へ御預けに相成り居り候との申分に付き、寅次郎、其の品は拙者所持の品とて、相渡し呉れ候様相断り候所、最早御見分相成り候儀に付き、御相對にては御渡し仕り苦敷く、其の上十口の内、御役人方も出張相成り候に付き、御長居成され候ては御身為め宜しからず、私所は御出で成されざる分に仕るべく候間、早々御立退き成され候様に申し諭し候由に候へども、寅次郎共一向承引仕らず、此の期に至り逃げ隠れ候卑怯の心底毛頭之れなく候間、其の筋へ相届け候様申す事に付き……後略……

下田表ニ而一通尋有之候節之口書（出役書留303頁）

柿崎村ニ至、村役人共へ内々頼候得者、右者今朝同村内

宇渡鳥浦へ伝馬船老艘流寄、内ニ腰もの其外品々有之難
捨置、下田御用所へ出訴済候間、最早内分ニ致申かた
き旨断ニ付、何卒右品々取もとし、内々ニ而事済ニいたし
度与種々懸合候内、御呼出ニ相成……後略……

差上申書付之事（出役書留304頁―三月廿八日付

柿崎村名主等より御出役御役人衆中宛）

長州様御家来中之由ニ而兩人被相越、右品物ハ昨夜拙者
共異国船へ罷越候節、伝馬船へ取残候品故、内々ニ而相
渡呉候様被申間候間、浦方御用所へ御注進申上、御吟味
相請候由相断候得共、兎角受取度旨被申間、夜中迄村方
ニ被罷居候ニ付、右之段尚又御用所へ御訴へ申上候処、
御出役之上、兩人共御召連被遊、兩人所持之品物不残村
方へ御預ケ被仰付……後略……

①で既に触れた如く大系本「三月廿七夜記」頭注（五六五
頁）も「直ニ柿崎村ノ名主へ往テ事ヲ告グ」の文について、
「黒川嘉兵衛による取調書には、はじめ須〔マ〕崎村で舟
を尋ね、次に柿崎村役人に尋ねたところ、舟や品々はす
でに見えられ、下田御用所に届け済みで内分にはしがたい旨
断られ、取調べを受けることになったとある」と指摘する
ように、松陰の記述との間には大きな差異が存在する。
「三月廿七夜記」では舟の姿が見えず、縄目の恥を受ける

よりもとの考えから、直接柿崎村名主に渡航失敗の事実を
伝え、遂には下田番所に「往」く、送られる事となったと
記す。「回顧録」の文を「名主の家に往き、訪問事由の渡
航失敗の事実を陳べ、役人に連絡するようにと善処を求め、
結果夜になって身柄引取に同心が来た」と訳すれば、「三
月廿七夜記」の記述と合致する。但し漂流してしまった品
物の所在の探索の為に訪問し、その確認に善処を求めたと
解すれば、まだ幕府側の史料の内容と近づく。このように
二通りの解釈が生まれる事は、それだけ記載の文章の短さ
を物語るものであり、艦上での出来事や護送の折りの詳細
な記載と比較すると、異例な記録部分と認められる。

一方幕府関係の記録は一貫する。松陰も訪問を認める柿
崎村名主から差し出された書付では、漂着した舟の中の品
物が名主の所にある事を知った兩人は内々の返還を申し出
たが、既に御用所に届け出て御吟味を請けることになって
いると断ったが、夜中迄留まりひつこく返還を迫るので、
御用所に訴えた結果、身柄引取の出役があったとする。仮
口書も、内分での引き渡しを求めたが、最早内分での処理
は出来ないと種々掛け合う内、呼出しになったとする。報
告書はこの間の経緯について一番詳しい。庄屋の所へ赴き、
伝馬舟の行方を尋ねたところ、既に見つけており、品々が

積んであったので既に御役所に報告して、見分も済んでおり、相对〔両者の合意〕で返還できず、暫くすると役人が来るので、来られた事は言わないので、早々立退かれたらと勧告を受けたにも関わらず、逃げ隠れするのは卑怯と言いつ張り、受け付けないので、役所へ届け出たとする。幕府側史料では、庄屋宅へ訪問した時刻は各史料共不明だが、長時間居すわって、ひっこく両人の品の返還を求めた点では共通しており、その執着する姿は異様とも思われる。当然その姿は幕府の裁許の基になる口書で明らかになるのは分かりつつ、徳富を混乱させた潔く自首したような姿に記録したか、その事由として思い浮かぶのは、「三月廿七夜記」に「渋木生甚刀ヲ舟中ニ遣セシヲ大恥大憾トス」と記した後ろに慰めの言葉をかけるように、渋木松太郎を庇う事に重きがあったのではないか。武士の魂と言うべき大刀を舟中に残して、慌てて舷側に飛び移った渋木の行動を矢張り町人の子だからとする考えもあるのが、漂流した品物によって自分たちの身許が発覚したことの責任を彼一人に負わせないとの考えが短い、且つ事実と異なる表現となつたかと推測しておく。下程勇吉氏の言う「気体血肉連接の同志愛」〔吉田松陰の人間学的研究〕四三〇頁・一九八八年〕に基づくかと考えられる。但しそう考えると、渡航先

敗原因を「若シ舟ヲ失ハズ」、更に「櫓グイ〔杭〕ナキ計リニテカクナリユケリ」と最後まで小舟の構造に求めてゆくと、舟の番を渋木は行うべきであったと間接的に言っている事にならないのか。そこに彼の厳しさの一端を垣間見えるとも言えるかもしれない。実像を探究する困難さを思い知らされるのである。

本史料の発掘により最も興を覚えた点であるが、私的「山本啓助日記」に依ると、啓助と柿崎村名主との間には「九日、一柿崎村名主益田平右衛門方へ、自分召仕乳母親許ニ付、清吉遣し煎茶壺斤為持遣」(310頁)から、恐らく自分の子の乳母の親許という関係に有ることが判明する。彼が派遣された一因となるか確認する術を持たないが、その町奉行所に関わりを持つ人物に返還を懇願しても拒否されるのは当然であった訳であるが、そのような人物から自身の為に良くないと折角忠告してくれた好意を素直に受け取れない程の余裕の無い決行であったことは否めないであろう。時の経過に伴う後悔の思いが生じ、それも折衝に対する短い記述に反映されているのであろうか。

③ 護送(箱根関所通過前後—大系「回顧録」五四八頁) 同心・岡引等幕威ヲ笠二着、囚徒ヲ以テ我等ヲ待ツ、倨

敷固り甚シト雖ドモ、其親切ナル事実ニ感ズルニ足レリ
……中略……而シテ岡引等始終殷勤ヲ尽ス、蓋シ幕吏罪
人ヲ護送スルノ法、皆然リト云、箱根関ヲ過ル時ハ関門
内ニテ兩轎（余ト洪木兩人）ヲ番所ノ前ニ列ス、番吏関
所ノ法ニ因テ改ムルト云テ、兩人棒ヲ杖ヒテ轎辺ヲ廻リ、
然ル後通行セシム……中略……護送ノ同心云、幕府ノ法、
囚人ハ必ズ其姓名ヲ榜記シ轎上ニ付ス、今汝輩官府特ニ
恩旨アリテ、其姓名ヲ榜セシメズ、但一番二番ヲ榜スル
ノミ、汝輩善此旨ヲ了スベシト、我二人聞終テ、姑息ノ
事捧腹ニ堪ヘズ、且此行我レ万死自ラ榮トス、姓名ヲ以
人ニ誇示スルノ意アリ、姓名ヲ榜セザル如キハ我意ニ非
ズ、然ドモ唯応テ曰、唯々

cf 山本啓助日記（312頁）

一 今朝六時出立、箱根宿桔梗屋五左衛門方中食、御関所者
根府川之通、手札宿役人より為差出、囚人ハ番所前へ居、
自分与モハ直ニ相通り、改濟迄門外ニ待居ル、同所ハ夕与
申所より湯本見学ニ行よし、湯場も見物計ニ候得者、茶
代二百文位遣ニ而宜敷由、夕八時過、小田原宿へ着、中
松屋専助方泊、囚人同宿、番人前同様
一 箱根関御番立木市左衛門方へ兩人与モ罷越し、面会、土
産銀毫朱遣ス

北廻り方山本啓助捕者書留 第二冊・別冊

箱根関では護送の町奉行所役人は立ち会わず、関所番人の
みで囚人の関所越えを確認していた事が判明する（尤も山
本等から土産銀を手渡す気配りを忘れない）。その通過前
であろう、松陰は同心達の傲慢な態度を批判する一方、親
切さにも触れる。その時々々の感情の起伏を率直に記述した
のであるうか。だが護送に際して乗せられた遠丸駕籠の上
に姓名を掲げる事をせず、一番等と榜記するに留めたのは、
武士の名誉を慮る恩旨からであるとの説明に対して、自分
達の行為は万死に値する榮譽あるもので、その決行を讃え
てその者の姓名を誇示すべきであるとして、遠丸駕籠の処
置に当たる役人の行為は「姑息」であり、「抱腹」絶倒も
のと酷評する。松陰は再三「万死自ラ分トス」と役人に強
調する。「必ず死刑になることを覚悟している」（大系本五
四七頁頭註）と自分達の行動の正当性を貫こうとする立場
からは、町奉行所役人の行動は「姑息」との評価も当然生
まれてこよう。

だが、今回紹介する山本啓助の記録は、何と言われよう
と上述のような対処を採らざるを得なかったことを示す。
「出役書留」四月十一日以降宿役人から山本啓助他一名宛
の「差上申一札之事」雛型（294頁）を眺めよう。

右之もの共、縄付之俣私共へ被成御預、奉預候、番人等

三三三

嚴重ニいたし、取逃し候歟、異変之義有之候ハ、何様之越度ニも可被仰立候、為後日預書付仍如件

四月十一日出立の旨の御用先触と併せて出された雛型で、それに則して宿泊各宿に到着した折りに宿役人から山本等に一札として差し出したものであるが、囚人を縄付之俣御預になるが、異変が生じないよう嚴重に警護する旨を確約している。更に同様「出役書留」四月十三日付山本啓助他一名から北町奉行所吟味方持田勝之助他三名に宛て差し出した護送途上の御用状(299頁)では「……上略……道中山道斗ニ而都合不宜候間、今日者小田原止宿……後略……」と、道中の安全を期して小田原泊まりにしている旨報告しており、それに付記して持田等に対し「御端書之趣承知仕候、先ついつも無事罷在、囚人も兼々御大禁之義決定いたし居、且長州家ニ身寄も有之、道中筋ニも、上下往還ニ同藩様之もの見懸け候趣にて、殊更下田出立之晝杯甚た心配之事与も有之、夫故精々日夜無油断嚴重ニ人数等相加へ候得共、別而御沙汰の囚人心配仕候義ニ御座候……後略……」(299頁)と連絡している。内容から推測すると、持田等は江戸での風聞を伝えた模様で、それに対して護送の囚人は国禁を犯した事実は確定しているが、彼らには長州藩に身寄りがあり、同藩の者と思われる者も見懸けるので、

下田出立の晝は特に心配していたとする。奪回の動きが起る可能性も想定していたことが判明する。当然「日夜無油断嚴重」に警戒していたと考えられ、姓名の榜記を外したのも、出来るだけ護送人物が何者なのか特定されないように配慮するのは役人として当たり前の行為であった。「恩旨」は飽くまでも名目に過ぎなかつた事に気づかない程、松陰の気分は高揚していたのであろうか。一方下田出発の折りにはピリピリしていた山本等であつたが、早くも職務に関係ない修善寺や箱根の温泉見物の情報を集める余裕が出てきた事が私的な日記から窺われる。

徳富猪一郎前掲書『吉田松陰』(一一四頁以下)は「彼が蹈海遠遊の計企を以、単に個人的冒険行為を做すの、史情に於て甚だ浅薄なるを思ふ。社会の活動するや、先つ其の個人に現る。個人の活動するや、先づ其の率先者に現る。吾人は松陰一代記に於ける、最も色彩あり、情光あり、半ば喜劇の如く、半ば悲劇の如く、傍人をして激昂、淋漓、抑揚、頓挫、各種の感情を、極端迄刺激したる出来事として、之を觀察するのみならず、須らく新日本膨張史の除幕として、大処より著眼するを要す」と蹈海失敗事件について評する。そこに動機の純粹性による「純潔なる実行者」

（玖村敏雄『吉田松陰』一四三頁・一九三六年初版・四二年第八刷に依拠）や、本行動に対してでは無いが「矛盾を辞さない実践性」（河上徹太郎掲書一〇三頁）との評価と結びつこう。

しかし、渡航の日時の変更も可能であるのに、考慮に入らず強引に外海に乗り出し、やっと辿り着いたものの、結局乗艦が拒否され、渡航が失敗に終わった原因を、小舟が流される事が無ければ、或いは櫓杭があれば挽んどころ無きことに至らなかつたと、最後まで小舟の構造に求めるのは虚勢を張った総括であり、無計画な「個人的冒険行為」との批判を招く面があることは否めない。国法を冒しながら、一方で国家の為に海外を観察しておきたいとの「忠誠心」の強調、小舟を盗むという武士にはあるまじき破廉恥な行動を取りながら、他方で流失した自分の物を放置する事は卑怯とする「執着心」、自分の雄図を讚えた師匠と仰ぐ佐久間象山の送別詩を舟に放置し、彼をも巻き込んでしまった無自覚さ等を眺めると、「矛盾だらけの実践」と称しうると思われる。

既に同様な指摘は、広瀬豊『吉田正陰の研究』（一四頁以下・一九八九年・マツノ書店）によって、「安政二年には幕府直轄の伝習所を設けて一般の伝習生を募集し、長州

からは已に十五名の伝習生を派遣した。……故に松陰も少し待って居ればいくらか良策があったであろう。又その当度でのその位の見通しはついたであらう」。その中で「今度の計画は、事を余り単純に且つ性急に考へ過ぎた憾がある」し、「明かに浅慮の失敗であった」し、「無益の失敗であった」とする評価の形でなされる。但し渡海の計画を「聞いて感奮興起するもの統出し、遂に維新の大業に迄発展して行つた」と指摘する事も付言しておく。なお今回の計画が「攘夷の為の敵情偵察」のためのみと迄極言するのは如何であろうか。

しかし、後安政の大獄で刑死にいたる彼の人生の中での「踏海遠遊の計企」の失敗は、時代の求める必然的な流れの先取りする事の難しさの現れであり、時代の先頭をきつて歩む難しさが挫折の形で登場したと理解するならば、松陰にとつても、更には時代の流れの点でも、重要な一幕であったと受け取ることが出来る。徳富猪一郎の難解な「半ば喜劇の如く、半ば悲劇の如く」の文（藤田省三氏も「悲喜劇」という言葉を大系解題の「書目撰定理由」で使用される、五九九頁）の意も理解できそうである。社会の「率先者」として外国に対する知見を深めるべきとの高らかな意図にもかかわらず、その計画の杜撰さ、猪突猛進性、失

敗の原因を獄中にあつても小舟の構造に求める点に喜劇性を、それが同時に挫折の原因に直結している点に悲劇性を併せ持つと言えよう。今回山本啓吉の「出役留留」との対比から浮かび上がる、彼の思いとは別の考えをする多くの人々の存在に必ずしも目を向けようとしない姿勢にも、同様の事が認められる。

ただ松蔭の姿勢を論ずるに際して、「回顧録」中の片言隻句で以て松蔭を評価する事は危険で、特に記述に誇張が含まれていないかの点で注意を要することを最後に触れておく。例えば「皇国ノ皇国タル所以、人倫ノ人倫タル所以、夷狄ノ悪ム所以ヲ日夜高声ニ称説ス……吾等已ニ獄ニ下テルニ至ル」（大系本五四七頁）と、好奇心から入牢姿の見物に来たかのような記載をするが、徳富紹介の「提督彼理日本遠征記抜抄」によると、牢に来たのは彼等の入獄を気づかして派遣されたものであり、その上「彼等は頗る米國士官の訪問を喜びたり」（一三二頁）と全く逆の報告がなされている。どちらが真実なのか。先に触れたウリヤムスへの「狡黠」の評価でも、あれだけ会話を交わしながら、「吾等ノ云所ハ解セザル如キコト多シ」と誤魔化しの接触

策を取ったと批判するのと相通する所がある。相反する考えが併存するとは一般的に考えがたい。「回顧録」等が萩の獄中で執筆されたという経緯を考えると、獄中生活の経過に伴って彼の考えにも変化が生じてきた（例えば攘夷意識の芽生え等が想定されよう）のが反映されたと理解出来ないであろうか。最初に抱いた雄図と反する幽閉生活の結果として長州藩から優秀な人材が輩出することに繋がるとするならば、これもまた喜劇的であり、悲劇的でもある。

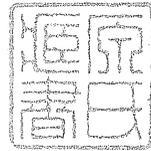
これまで吉田松蔭の下田蹈海失敗事件については、彼の日記風に、但し数年後に執筆された「回顧録」が殆ど唯一の史料であったが、松蔭の護送に当たった北町奉行所山本啓助の「出役留書」の出現によって、幕府吏員の角度からではあるが、「回顧録」の記述の基づく松蔭像とは異なる姿の一端を捕らえておれば幸いである。本来法史学の研究史料として購入したが、専門としない思想史研究という密林に入り込んでしまった。分析の資格の無い事は承知しつつも、購入の責任として私見を述べることにした。更に膨大な蓄積のある松蔭研究の中で、本問題で見逃した研究のあることを恐れる。御高教をお願いする次第である。

法制史学会近畿部会での報告の折、御教示頂いた会員の方々に感謝申し上げます。



別冊 帖入

吉田憲治郎外一人請取方
 心役書留



山本控



啓助氏嗣子末男山本寛氏秘藏書
清写

昭和三年五月十五日
六十一季一思心出たてり

寛拓
也

嘉永七年四月十六日
 山本政助
 行可正
 安
 言
 不
 極
 出
 酒
 入
 念
 年
 出
 行
 了
 始
 途
 上
 岸
 伏
 老
 秋
 山
 久
 茂
 春
 阿
 語
 為
 幼
 人
 數
 等
 也
 出
 行
 上
 邊
 等
 中

覽

下田三郎、召捕、吉田、宮、濱、松、等、事、年、冬、左
 吟、味、帰、丁、事、少、先、者、也、召、寄、若、小、卒、也、候、社、也、候